

みなべ町障がい児者プラン

- ・ **第6期障がい福祉計画**
- ・ **第2期障がい児福祉計画**

令和3年3月

みなべ町

みなべ町障がい児者プランの策定にあたりまして

町民の皆様には、平素よりご支援やご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本町では、平成 29 年 3 月に策定した「第 2 次みなべ町長期総合計画」において、10 年後におけるまちの将来像として「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」を定め、4 つの基本方針に基づき各種施策を推進しております。

障がい児者福祉施策においては、「障がいのある人もない人も自分らしさを認めあって共生する みなべ」を基本理念に、平成 30 年 3 月に策定した「第 3 期障がい者基本計画」、「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」により、関連する各種計画との整合を図りながら、施策の推進に取り組んでまいりました。

国においては、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成 28 年 4 月に、いわゆる「障害者差別解消法」が施行、平成 30 年には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行、「障害者雇用促進法」が改正され、障がい者施策に係る一連の法整備が進められました。

また、平成 29 年の「社会福祉法」の改正により、高齢者、障がい者、子ども等全ての地域住民と行政等が協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していくことが市町村の努力義務とされております。

今後につきましても、地域住民や関係機関等との協働及び連携、支援体制の構築や整備など、障がい児者への理解や自立に向けた取組について、引き続き障がい児者福祉施策の充実に力を注いでまいります。町民の皆様や関係者の皆様には、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました各種団体、各種サービス提供事業所の関係者並びに町民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向けて皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



令和 3 年 3 月
みなべ町長 小谷 芳正

目次

第1章 計画の概要と目指す方向

1-1 計画策定の背景と目的.....	1
1-2 計画の基本事項.....	2
1-3 計画の目指す方向.....	5

第2章 障がいのある人を取り巻くみなべ町の状況

2-1 町の人口・障害者手帳の交付状況.....	8
2-2 各種保健福祉サービス.....	12
2-3 アンケート調査からみられる状況.....	15

第3章 第6期障がい福祉計画

3-1 障がい福祉計画策定の基本方針.....	32
3-2 障がい福祉サービスの実績と見込み量.....	40
3-3 地域生活支援事業の推進.....	49

第4章 第2期障がい児福祉計画

4-1 障がい児福祉サービスの体系と目標.....	59
4-2 障がい児福祉サービスの実績と見込み量.....	61

資料編

1. みなべ町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱.....	65
2. みなべ町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員名簿.....	66
3. 策定経過.....	67
4. 用語集.....	68

「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、「障がい」という言葉が人や人の状態を表す場合、「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字を人に対して使用することが、障がい者への差別や偏見を助長する可能性を考慮したものであり、障がい者の人権を尊重し、町民の障がい者への理解を深めることを目的としたものです。

ただし、国や県が定めた法律の用語や団体等の固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と表記しています。

第1章 計画の概要と目指す方向

1-1 計画策定の背景と目的

近年、わが国では高齢化が急速に進行していることに伴い、障がい者の高齢化が進んでいます。さらに自閉症や発達障がいなどを含めた障がいや難病等の多様化、複雑化により、障がい者施策の重要性は増してきています。

国においては、平成23年8月、「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことや、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮等の概念が盛り込まれました。また、平成25年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）」に改められ施行されました。同法では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置等について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）」が施行されました。また、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。また、平成30年3月策定の国の第4次障害者基本計画では、基本的方向として、「2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進」、「障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進」、「着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」等が盛り込まれています。

本町においては、平成30年度に「みなべ町障がい児者プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も自分らしさを認めあって共生する みなべ」を計画の理念とし、障がい福祉についての施策を総合的・計画的に推進してきました。

このたび、同計画のうち、「みなべ町第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」の3か年の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や県の計画、近年の障がい児者を取り巻く制度改革等を踏まえた新たな『みなべ町障がい児者プラン（第3期障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）』を策定します。

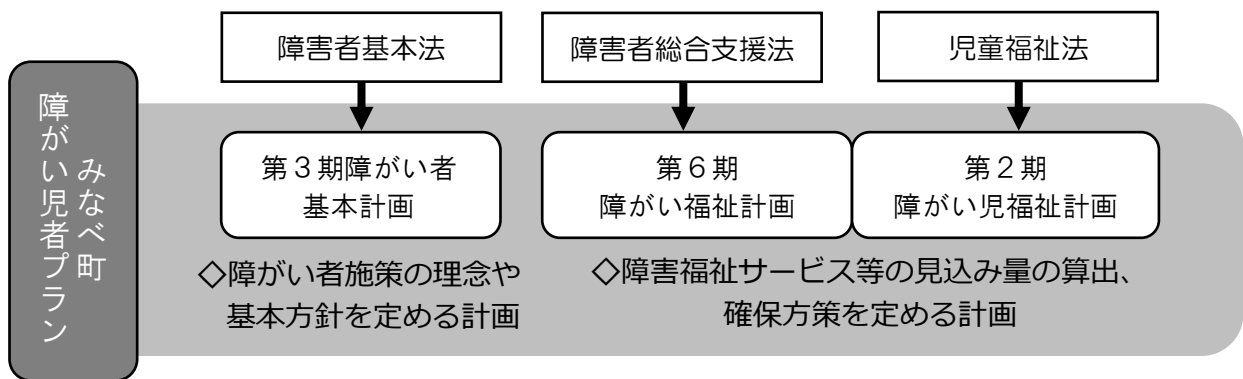
1-2 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ・概要

① 計画の位置づけ

『みなべ町障がい児者プラン（第3期障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）』は、障害者基本法第11条第3項に定められる障害者基本計画、障害者総合支援法第88条に定められる障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に定められる障害児福祉計画で構成される法定計画です。

まちづくりの基本指針である「第2次みなべ町長期総合計画」（平成29～令和8年度）における、第2章「永く住みたい魅力あるまち」の中で、「障がい者支援の充実」を目標に掲げており、本計画は、町長期総合計画の保健福祉部門における障がい児者分野の計画に位置づけられます。また、みなべ町の保健福祉分野の計画である「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合を図り、国が定める「成年後見利用促進基本計画」に基づく市町村計画を兼ねることとします。あわせて、国や県の計画等との整合性を保ちながら策定しました。



上位計画・関係計画との連携

第2次みなべ町長期総合計画〔基本構想：平成29～令和8年度〕

永く住みたい魅力あるまち

保健福祉分野

地域福祉計画

各計画に共通する地域課題に地域で取り組む計画

高齢者福祉計画
及び介護保険
事業計画

みなべ町障がい児者プラン
・障がい者基本計画
・障がい福祉計画
・障がい児福祉計画

子ども・子育て
支援事業計画

特定健診・保健
指導実施計画

②計画の対象

障がい者基本計画の対象である障がいのある人とは、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と示されています。これを基本ととらえるとともに、そのほかに、難病に起因する身体上や精神上的の障がいを有する人、高次脳機能障がい等を有する人で長期にわたり生活上の支障がある人などを含めて計画の対象ととらえます。

障がい福祉計画の対象は、町が認定した自立支援給付^{※1}・地域生活支援事業^{※2}などのサービスを利用される人が対象となります。また、障がい児福祉計画の対象は、障がい児通所支援^{※3}などのサービスを利用する児童が対象となります。

また障がいのある人で18歳未満を障がい児、18歳以上を障がい者と呼称しており、特に記載していない場合は両方を意味しています。

65歳以上の人については、介護保険サービスを利用し、障がいに特化するサービスも併せて利用することができます。

年齢区分等	自立支援給付	地域生活支援事業	障がい児福祉サービス
18歳未満	○ (場合による)	○	○
18歳以上	○	○	○ (場合による)

※1 自立支援給付：在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービス

※2 地域生活支援事業：障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業

※3 障がい児通所支援：児童福祉法に基づく障がい児向けの支援サービスのこと。P59以降参照

(2) 計画期間等

障がい者基本計画は平成30年度から令和5年度までの6か年を第3期計画期間とし、制度改正等にあわせて必要な見直しを行います。

今回策定する障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
障がい みなべ町 プラン	障がい者 基本計画	第3期						第4期		
	障がい 福祉計画	第5期			第6期			第7期		
	障がい児 福祉計画	第1期			第2期			第3期		

(3) 計画の策定と進行管理

計画策定に当たっては、障がいのある人の意見や地域の思いを反映する視点を重視し、アンケート調査を行い、意見の反映に努めました。

また、みなべ町障がい児者プラン策定委員会を組織し、意見交換と各課からの実施状況報告等を受けて審議を進めました。

策定後は、計画期間に着実に施策・事業が推進できるように、定期的実施状況を把握して進行管理に努めます。

1-3 計画の目指す方向

(1) 基本とする考え方

①計画の理念

**障がいのある人もない人も自分らしさを
認めあって共生する みなべ**

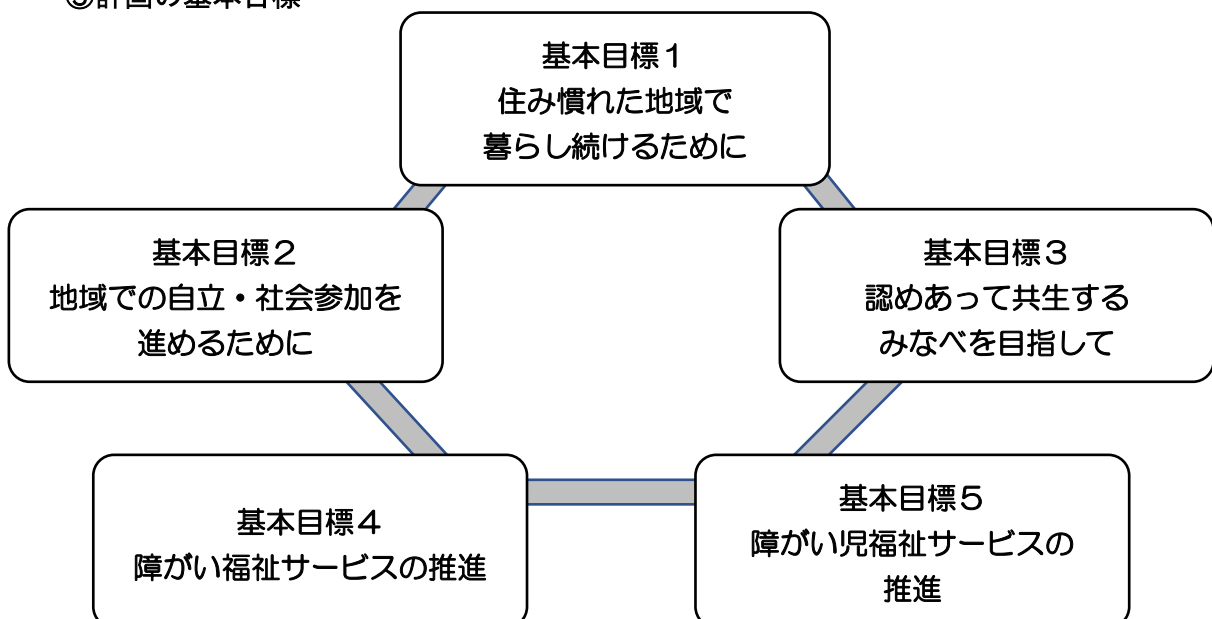
②基本視点

障がいのある人もない人も住み慣れた地域でともに自分らしく暮らしていくためには、地域で支え合える関係づくりが大変重要です。国が推し進める「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

その実現のために、本町においても以下の3つの基本視点に基づき、地域住民が障がいや障がい者のことをよく理解し、互いに尊重し、ともに自立して暮らし続けられる環境の構築を目指します。

基本視点1：障がいを考える、もっとよくわかりあうようにする視点
 基本視点2：障がいの種類や程度、年齢などによる個性や特性などを尊重する視点
 基本視点3：地域で自立してともに暮らし続ける視点

③計画の基本目標



(2) 計画の体系

**基本目標1 住み慣れた地域で暮らし続けるために
〔相談・健康づくり・生活支援〕**

相談・情報提供の充実	相談支援のネットワーク化の推進
	差別の解消と権利擁護の推進
	広報・情報提供の充実
心身の健康支援	障がいの早期発見・予防
	健康づくりの推進
生活支援の充実	障がい福祉サービスの推進
	その他の支援サービス
	地域の中で暮らすための支援
	地域福祉活動の推進

**基本目標2 地域での自立・社会参加を進めるために
〔育成・就業・各種活動〕**

育ちと学びの支援	育ち支援・療育体制
	学び・学校生活
	障がい児支援の強化
雇用・就業の促進	雇用・就業の促進
	福祉的就労の支援
社会活動への参加促進	多様な活動の場・機会の拡充
	参加促進のための支援

**基本目標3 認めあって共生する“みなべ”を目指して
〔理解と啓発・生活環境〕**

心のバリアフリーの促進	福祉教育・ボランティア活動
	相互理解と交流の推進
安心できる暮らしの基盤づくり	人にやさしいまちづくり
	安心・安全対策の推進

基本目標4 障がい福祉サービスの推進
〔第6期障がい福祉計画〕

障がい福祉計画策定の基本方針

障がい福祉サービスの推進

地域生活支援事業の推進

基本目標5 障がい児福祉サービスの推進
〔第2期障がい児福祉計画〕

障がい児福祉サービスの体系と目標

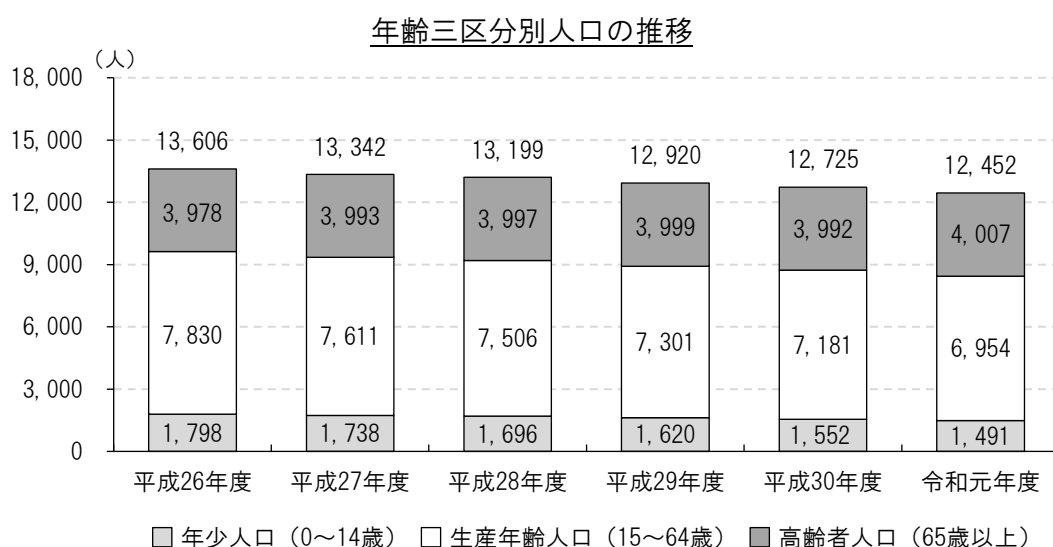
障がい児福祉サービスの実績と見込み量

第2章 障がいのある人を取り巻くみなべ町の状況

2-1 町の人口・障害者手帳の交付状況

(1) 人口の推移と人口構成の動向

本町の人口は減少が続いており、令和元年度末には12,452人となっています。年少人口、生産年齢人口はともに減少が続いている一方、高齢者人口は増加傾向となっています。割合をみると、年少人口比率、生産年齢人口比率はともに減少が続いていますが、高齢者人口比率は増加が続いています。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年少人口比率 (0~14歳)	13.2%	13.0%	12.8%	12.5%	12.2%	12.0%
生産年齢人口比率 (15~64歳)	57.5%	57.0%	56.9%	56.5%	56.4%	55.8%
高齢者人口比率 (65歳以上)	29.2%	29.9%	30.3%	31.0%	31.4%	32.2%

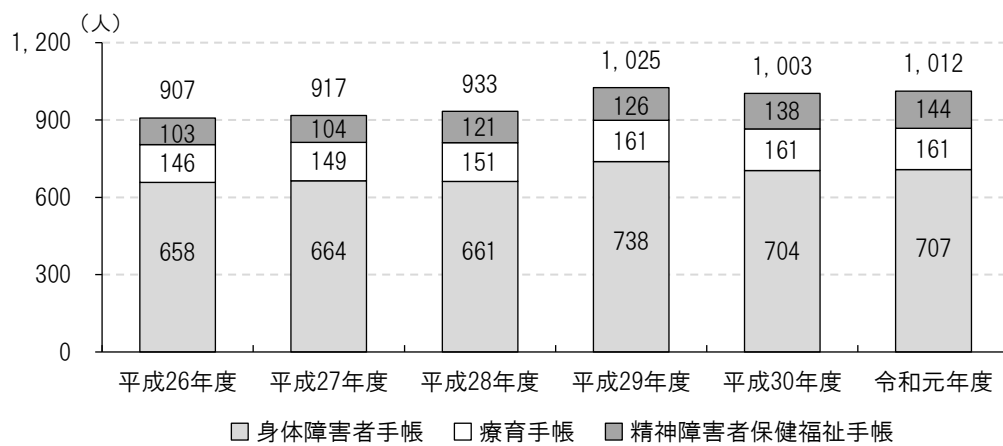
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

(2) 障害者手帳所持者の状況

①障害者手帳の所持者数

障害者手帳の所持者数は、3種合計で平成29年度に1,000人を超え、その後は横ばいで推移し、令和元年度では1,012人となっています。内訳をみると、令和元年度で「身体障害者手帳」が707人と最も多く、「療育手帳」は161人、「精神障害者保健福祉手帳」は144人となっています。「精神障害者保健福祉手帳」は増加が続いています。手帳所持者数の総人口に占める割合は増加傾向にあり、令和元年度で8.13%となっています。

障害者手帳所持者の状況（各年度末現在）



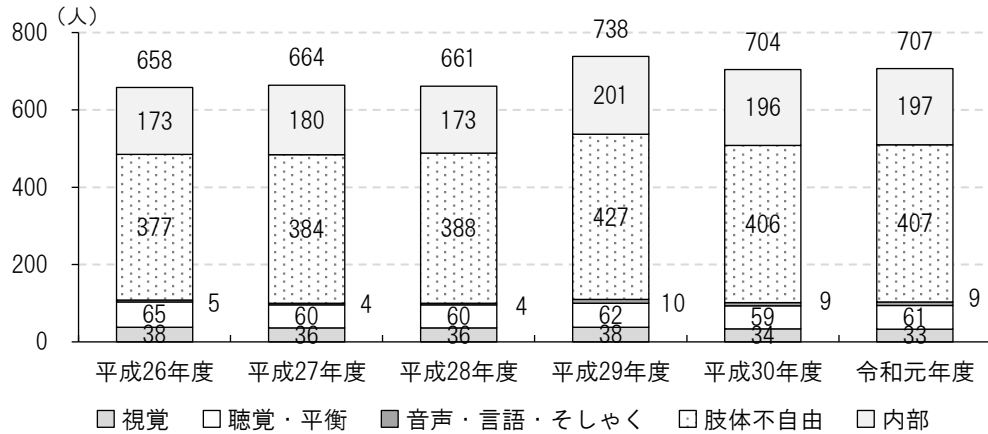
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
身体障害者 手帳	658人	664人	661人	738人	704人	707人
療育手帳	146人	149人	151人	161人	161人	161人
精神障害者 保健福祉手帳	103人	104人	121人	126人	138人	144人
合計	907人	917人	933人	1,025人	1,003人	1,012人
総人口に占め る割合	6.67%	6.87%	7.07%	7.93%	7.88%	8.13%

資料：住民福祉課（各年度末）

②身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度で707人となっており、「肢体不自由」が407人と多く、次いで「内部」が197人、「聴覚・平衡」が61人となっています。多くの障がいは横ばいで推移していますが、「視覚」は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の状況（各年度末現在）

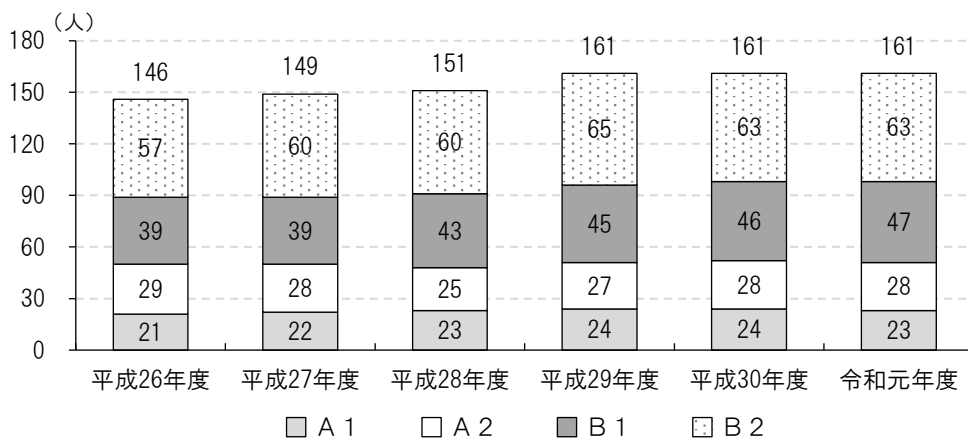


資料：住民福祉課（各年度末）

③療育手帳の所持者数

療育手帳の所持者数は、令和元年度で161人となっており、ここ数年は横ばいとなっています。「B2」が63人と多く、次いで「B1」が47人、「A2」が28人となっています。「B1」は増加傾向にあります。

療育手帳所持者の状況（各年度末現在）

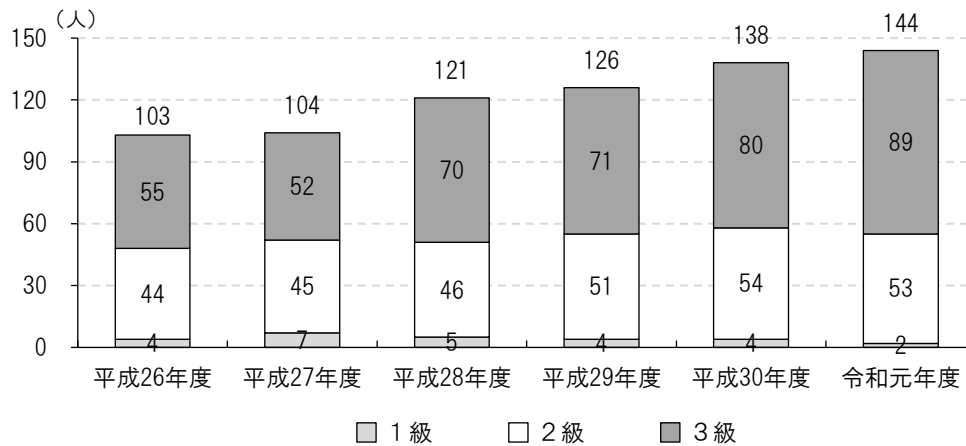


資料：住民福祉課（各年度末）

④精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度で 144 人となっており、増加傾向にあります。「3級」が 89 人と多く、次いで「2級」が 53 人、「1級」が 2 人となっています。「3級」は増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（各年度末現在）



資料：健康長寿課（各年度末）

⑤特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾患医療受給者

原因不明で治療法が確立されていない疾病や慢性的で様々な負担の大きい疾患を難病と呼び、その中で指定された疾患を指定難病として、医療費等が一部公費負担されています。特定医療費（指定難病）医療受給者証交付数は、平成 27 年度は 98 件でしたが、令和元年度は 87 件と減少しています。また、小児慢性特定疾患医療受給者証交付数は令和元年度で 10 件となっています。

特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾患医療受給者証交付状況（各年度4月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付件数	98件	93件	94件	88件	87件
小児慢性特定疾患医療受給者証交付件数	13件	12件	8件	10件	10件

資料：田辺保健所

2-2 各種保健福祉サービス

(1) 補装具費・医療費の助成等

①補装具・日常生活用具

身体障がい児者の身体機能の失われた部分を補うための用具（義手、義足、めがね、補聴器、車椅子等）として補装具の交付と修理を行っています。補装具は自立支援給付として実施しています。また、障がい児者の生活上の不便を解消するために必要な浴槽、電磁調理器、便器、ストマ類、たん吸引器等を日常生活用具として給付しています。日常生活用具は町の実施する地域生活支援事業として原則1割負担で実施しています。

補装具の交付・修理、日常生活用具給付の利用状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
補装具	交付	22件	16件	20件
	修理	18件	18件	17件
日常生活用具給付		419件	431件	406件

資料：住民福祉課

②医療費の助成

自立支援医療は、原則として医療費の1割が自己負担となっていますが、所得等に応じて自己負担の上限が設定されています。なお、みなべ町では精神障害者通院医療の1割について助成を行っています。また、重度心身障がい児者医療は、心身に一定以上の障がいのある人に、医療費の一部を助成する制度です。

医療費助成受給状況

		支給要件・概要等	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療	育成医療	18歳未満で身体に障がいのある児童に対し、身体上の障がい軽くなり、日常生活が容易にできるようになるための手術等に対し、必要な医療の給付を行う。	0件	12件	0件
	更生医療	18歳以上で身体障害者手帳所持者に対し、身体上の障がい軽くなり、日常生活が容易にできるようになるための手術等に対し、必要な医療の給付を行う。	77件	50件	60件
	精神通院医療	精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減する。	2,278件	1,324件	1,239件
重度心身障がい児者医療		心身に著しい障がいのある人の保険診療分の自己負担額を軽減する。	8,186件	8,327件	8,658件

資料：住民福祉課・健康長寿課

(2) 福祉手当等

①各種手当

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者の自立生活の基盤の確立を図るため、国・県の制度に加えて、みなべ町が実施する手当等を支給しています。

各種手当支給状況

	支給要件・概要等	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
特別障がい者手当	在宅で重度の重複障がいのある人等（常時特別介護を要する人）を対象。 令和2年度現在月額27,350円	4件	3件	3件
障がい児福祉手当	在宅で重度の障がい（身体障害者手帳1級程度等）のある児童を対象。 令和2年度現在月額14,880円	6件	6件	6件
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法施行令別表第三に定める1級または2級の障がいの状態にあると認められた20歳未満の障がい児を在宅で監護する父または母、もしくは養育する人を対象。 令和2年度現在 1級 月額52,500円 2級 月額34,970円	33件	32件	32件
心身障がい者扶養 共済制度	将来的に経済的自立が困難と認められた心身障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または障がい者になったとき、心身障がい者に終身年金が支給される。	12件	12件	12件
みなべ町心身 障がい児等 在宅扶養手当 (町単独)	20歳未満の在宅の人で、身体障害者手帳1～4級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象。月額5,000円	42件	37件	41件
みなべ町在宅 障がい者等 福祉手当(町単独)	20歳以上で1年以上みなべ町に居住し、福祉施設に入所していない、次の①～③のいずれかに該当する人を対象。 ①身体障害者手帳1～4級所持者 ②療育手帳A・B所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 月額4,000円（所得制限（令和2年度は733,700円※国民年金障がい基礎年金2級の年金額から在宅福祉手当金額48,000円を控除した額）あり。）	111件	104件	104件

②その他の福祉サービス・障がい者関係施策

障がいのある人の暮らしを支えるサービスとして、他にも外出支援サービス、食の自立支援事業（配食サービス）などを実施しています。

各種相談には、住民福祉課窓口、ふれ愛センター（健康長寿課）やはあと館（みなべ町社会福祉協議会）、指定相談事業所などで対応しており、連携の取れた対応に努めています。

また、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員がおり、地域の相談に対応したり、相談員研修等に参加しています。

2-3 アンケート調査からみられる状況

(1) 調査の概要

調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和2年8月24日（月）～9月11日（金）
調査対象	みなべ町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、障がい福祉サービスを利用されている人（介護保険施設入所者を除く）。

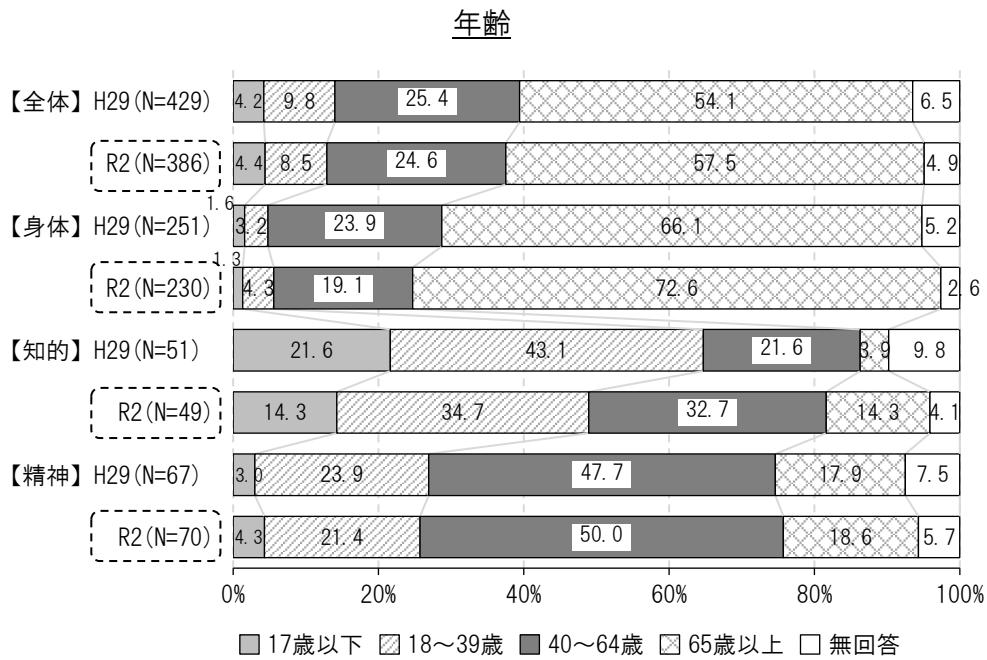
	配布数	回収数	回収率
今回調査	792票	386票	48.7%
前回調査（平成29年）	860票	429票	49.9%

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「N」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載に当たり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

(2) 世帯や介助の状況

①年齢

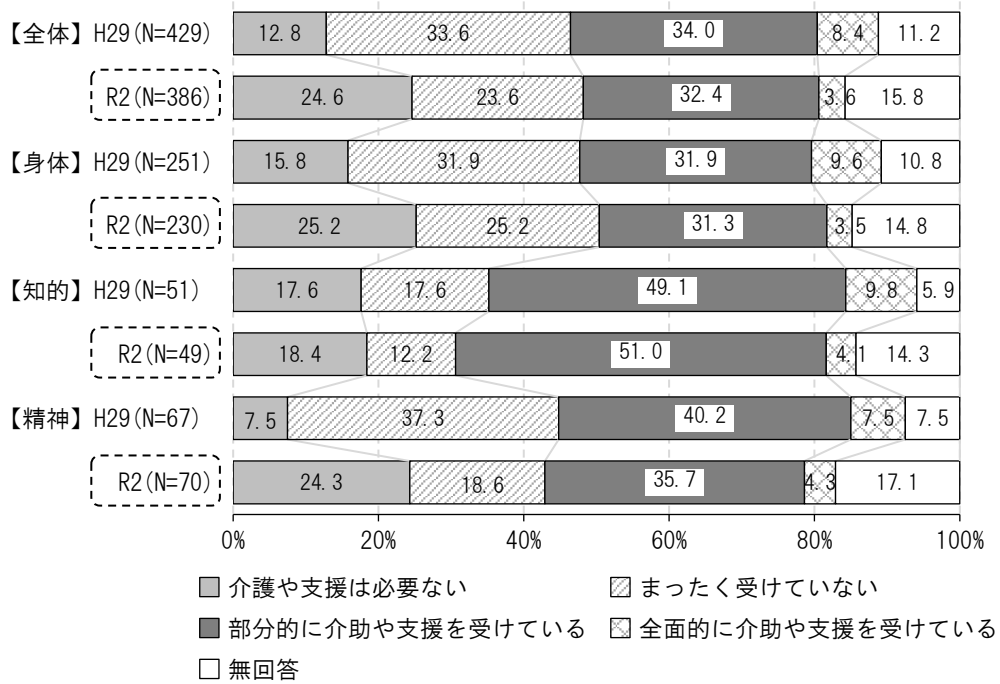
全体で「65歳以上」が57.5%、「40～64歳」が24.6%となっています。身体では「65歳以上」が72.6%、知的では「18～39歳」が34.7%、精神では「40～64歳」が50.0%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「65歳以上」がやや上昇しています。知的では「40～64歳」、「65歳以上」がともに上昇し、年齢層が上がっています。



②毎日の暮らしで、家族などから介助や支援を受けていますか。

全体で「部分的に介助や支援を受けている」が32.4%、「介護や介助は必要ない」が24.6%となっています。知的では「部分的に介助や支援を受けている」が51.0%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「介護や介助は必要ない」は上昇しており、特に身体で9.4ポイント、精神で16.8ポイントの上昇となっています。

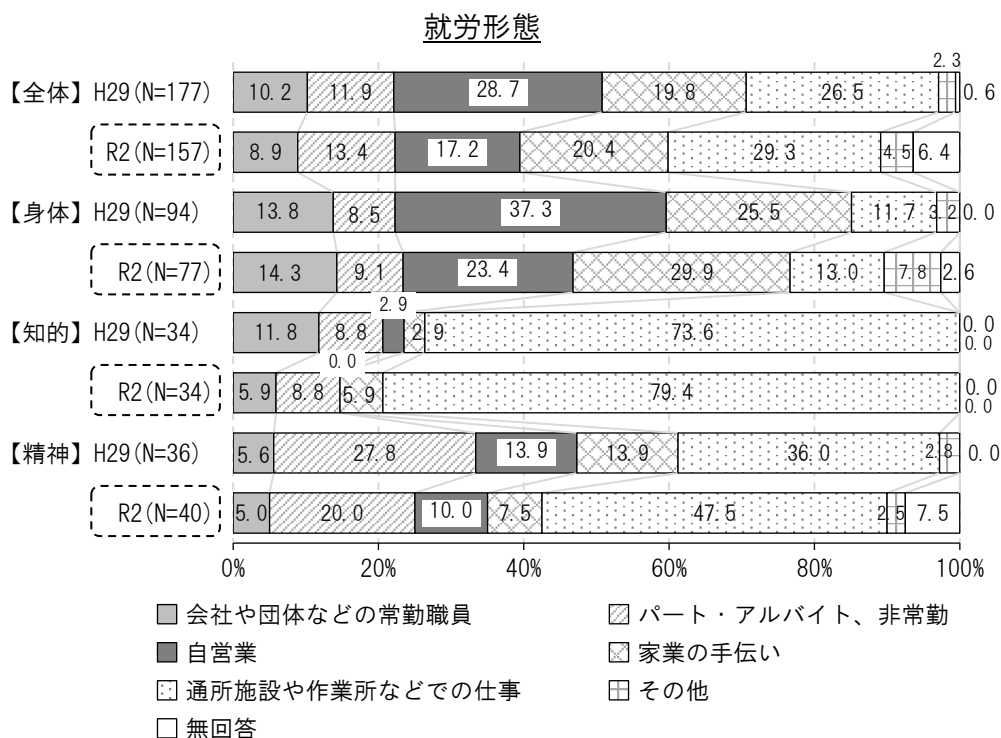
家族などからの介助や支援の有無



(3) 毎日の暮らし

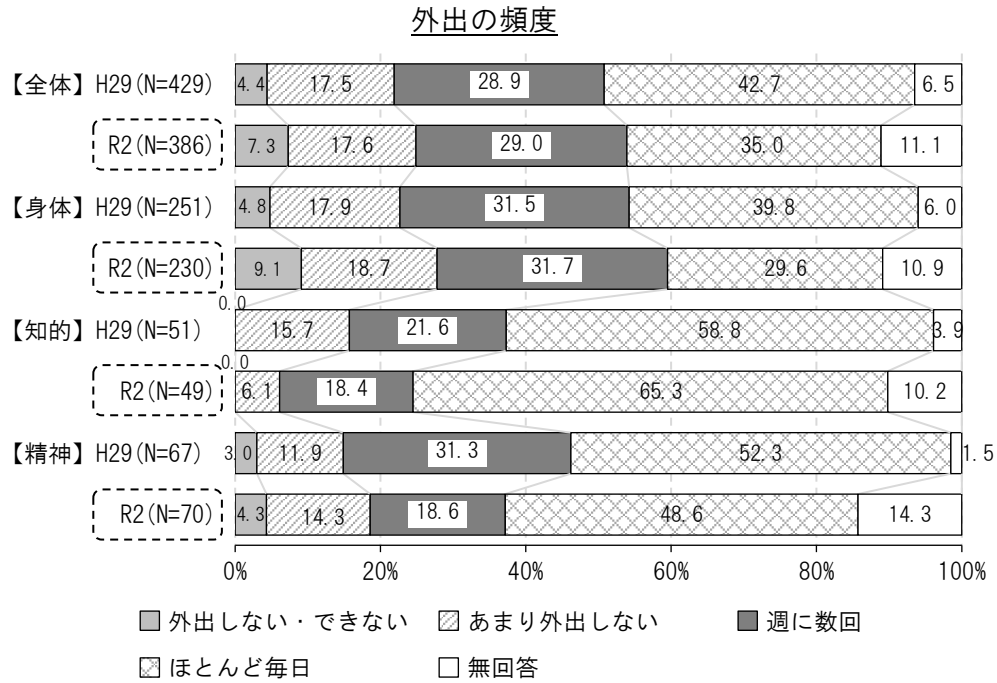
①どのような仕事をしていますか。(働いている人のみ)

全体で「通所施設や作業所などでの仕事」が29.3%、「家業の手伝い」が20.4%、「自営業」が17.2%となっています。知的では「通所施設や作業所などでの仕事」が79.4%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「自営業」が低下しており、特に身体で13.9ポイントの低下となっています。



②あなたは1週間にどれくらい外出しますか。

全体で「ほとんど毎日」が35.0%、「週に数回」が29.0%となっています。知的では「ほとんど毎日」が65.3%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「ほとんど毎日」が低下しており、特に身体で10.2ポイントの低下となっています。

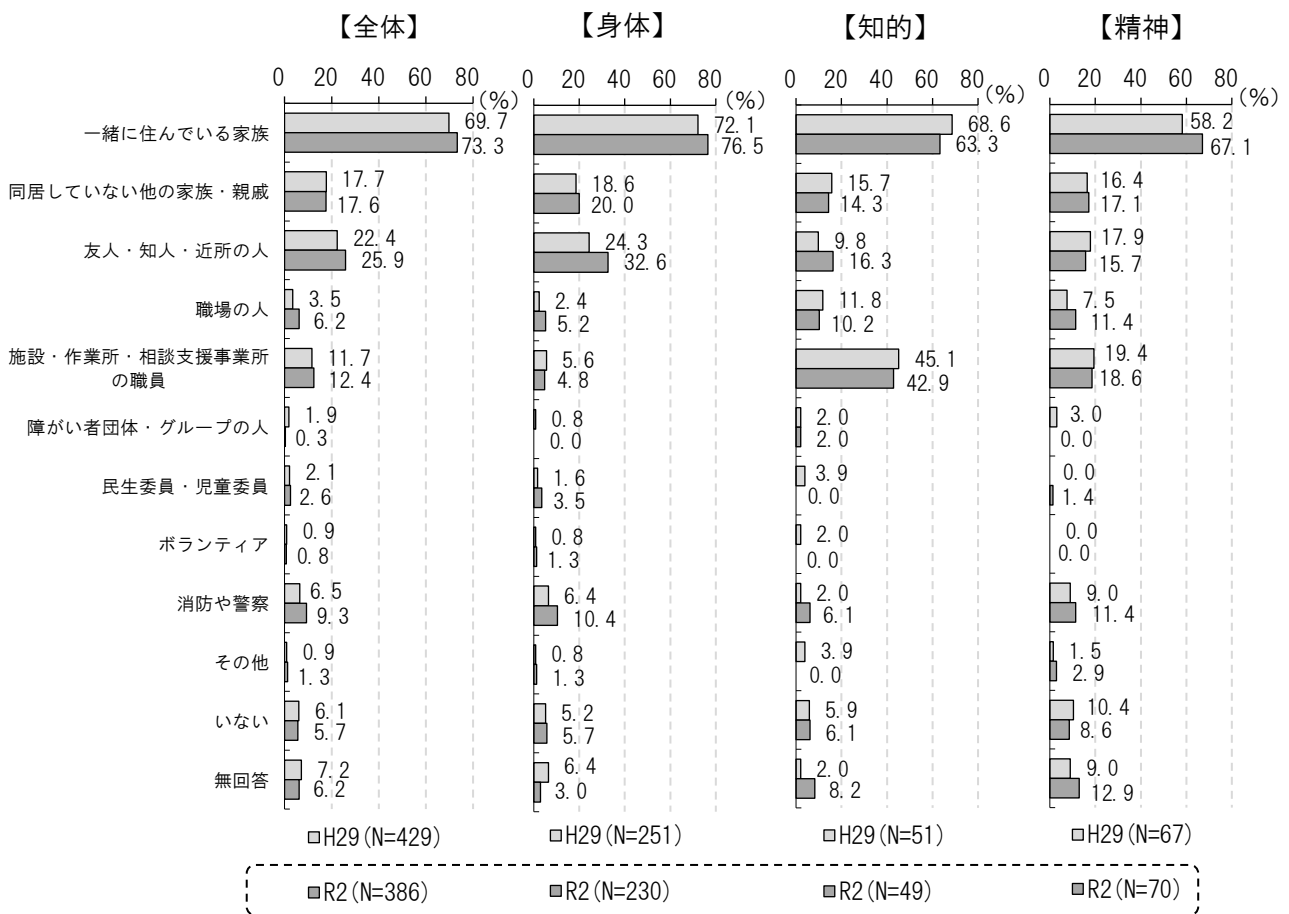


(4) 災害時の避難等について

① 火事や地震などの災害が発生して避難する場合に、頼りにできる人がいますか。

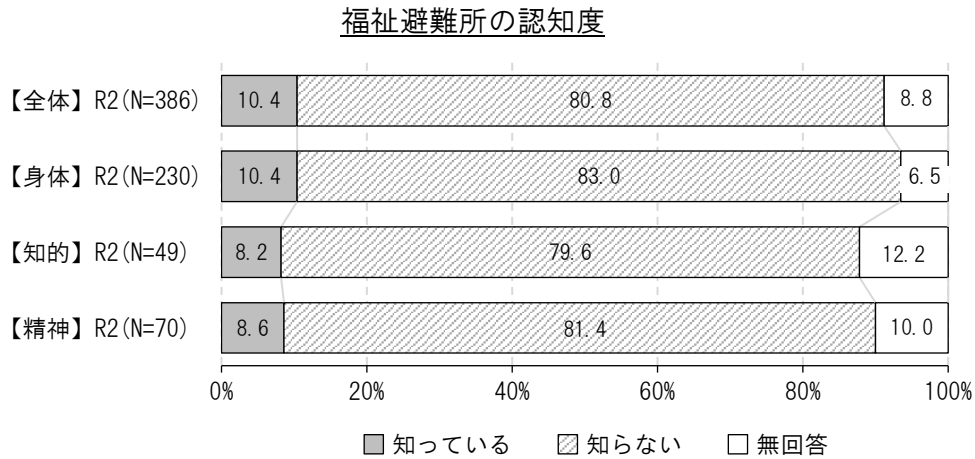
全体で「一緒に住んでいる家族」が73.3%と最も高く、次いで「友人・知人・近所の人」が25.9%となっています。知的では「施設・作業所・相談支援事業所の職員」が42.9%、身体では「友人・知人・近所の人」が32.6%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「一緒に住んでいる家族」、「友人・知人・近所の人」などが上昇しており、特に「一緒に住んでいる家族」は精神で8.9ポイント、「友人・知人・近所の人」は身体で8.3ポイントの上昇となっています。

火事や地震などの災害発生時に頼りにできる人



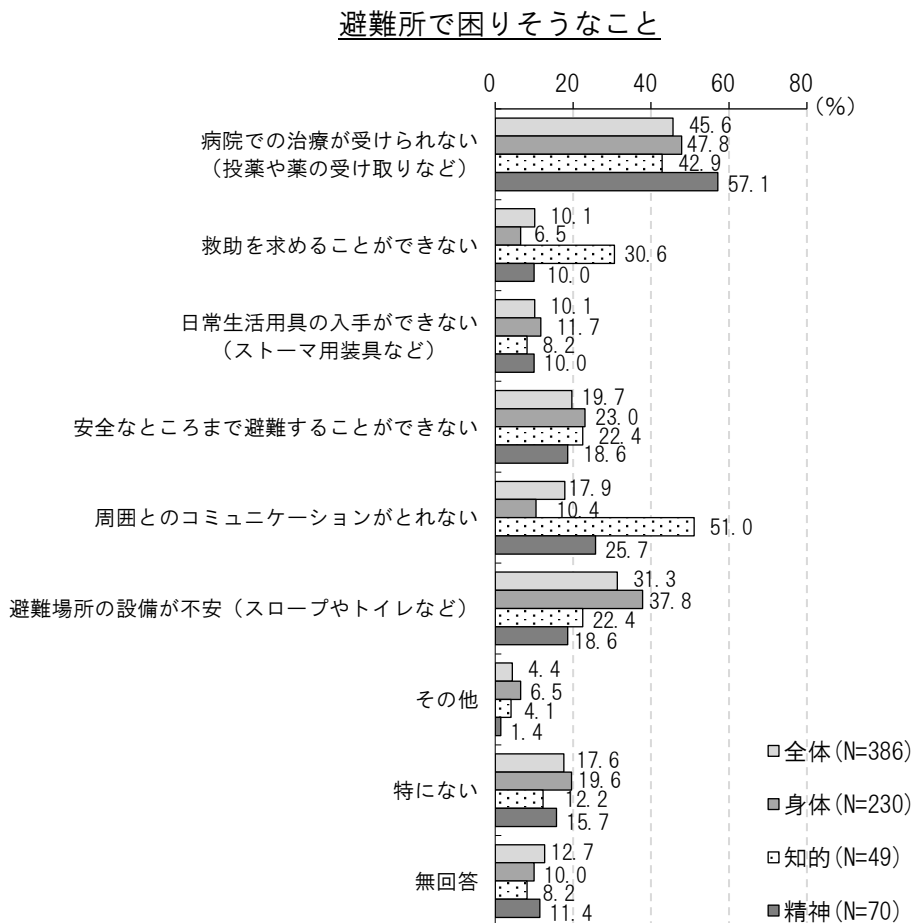
②あなたは、福祉避難所を知っていますか。

全体で「知っている」が10.4%、「知らない」が80.8%となっています。障がい種別によって大きな差はみられませんでした。



③あなたが、避難所で困りそうなことは何ですか。

全体で「病院での治療が受けられない(投薬や薬の受け取りなど)」が45.6%と最も高く、次いで「避難場所の設備が不安(スロープやトイレなど)」が31.3%となっています。知的は「周囲とのコミュニケーションがとれない」が51.0%となっています。

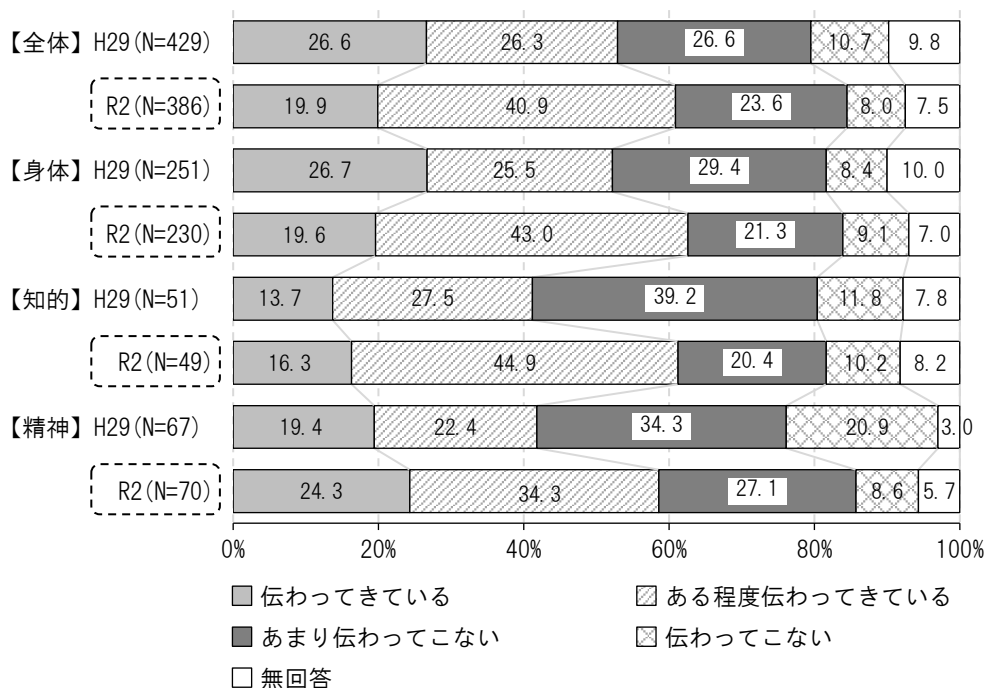


(5) 情報収集について

①福祉のサービス等に関する情報は、伝わってきていますか。

全体で「伝わってきている」、「ある程度伝わってきている」合わせて 60.8%が伝わってきていると回答しています。障がい種別によって大きな差はみられませんでした。平成 29 年の調査と比べ、全体で伝わってきていると回答した人は、7.9 ポイント上昇しており、特に知的で 20.0 ポイント、精神で 16.8 ポイントの上昇となっています。

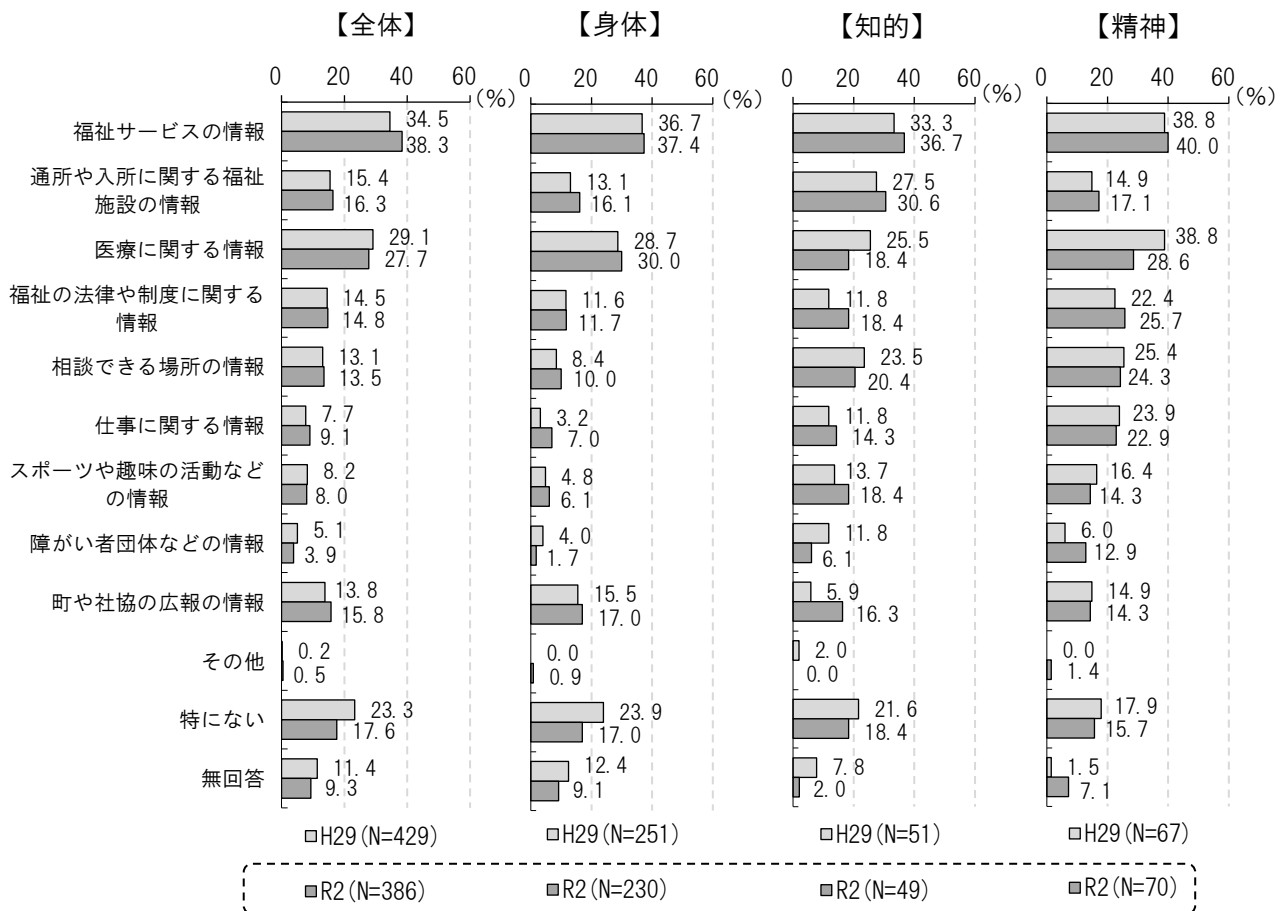
福祉のサービス等に関する情報の有無



②あなたに必要な情報はどのようなものですか。

全体で「福祉サービスの情報」が38.3%と最も高く、次いで「医療に関する情報」が27.7%となっています。知的は「通所や入所に関する福祉施設の情報が30.6%、精神は「医療に関する情報」が28.6%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「福祉サービスの情報」、「町や社協の広報の情報」などが上昇しており、特に「町や社協の広報の情報」は知的で10.4ポイントの上昇となっています。

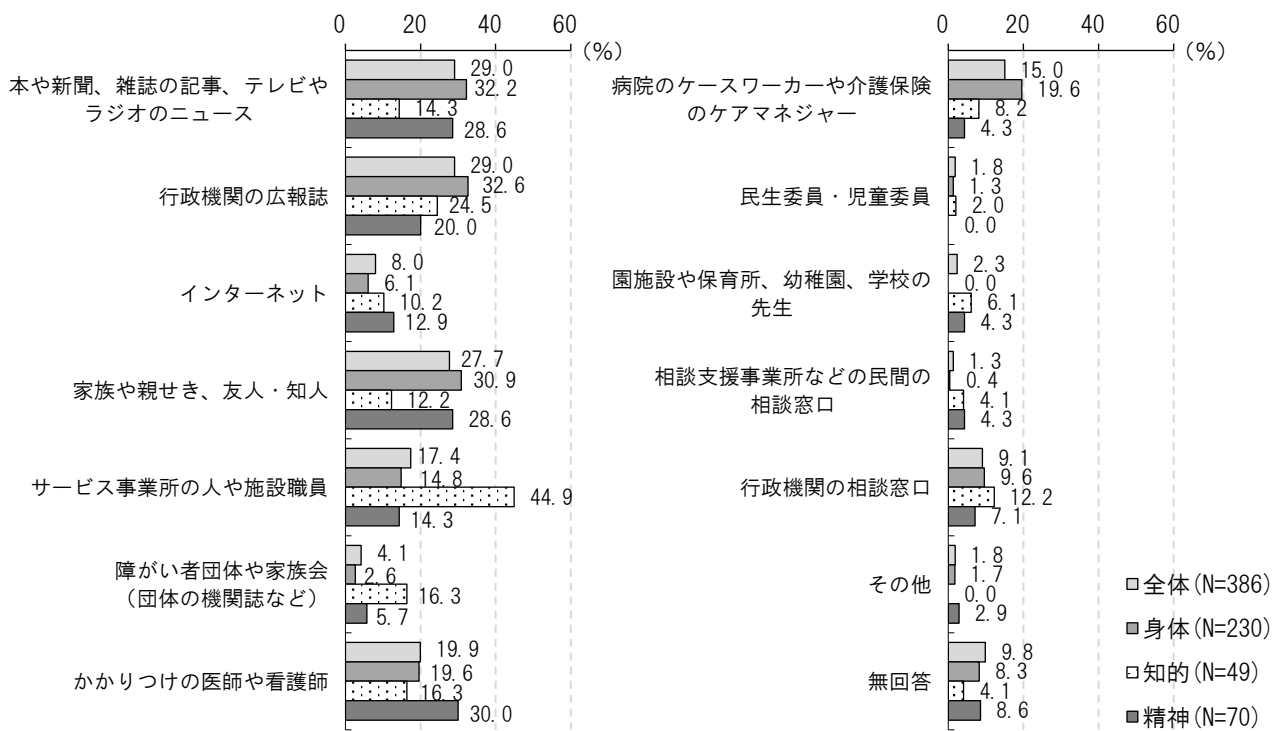
必要な情報



③あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

全体で「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報誌」が29.0%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が27.7%となっています。知的は「サービス事業所の人や施設職員」が44.9%、精神は「かかりつけの医師や看護師」が30.0%となっています。

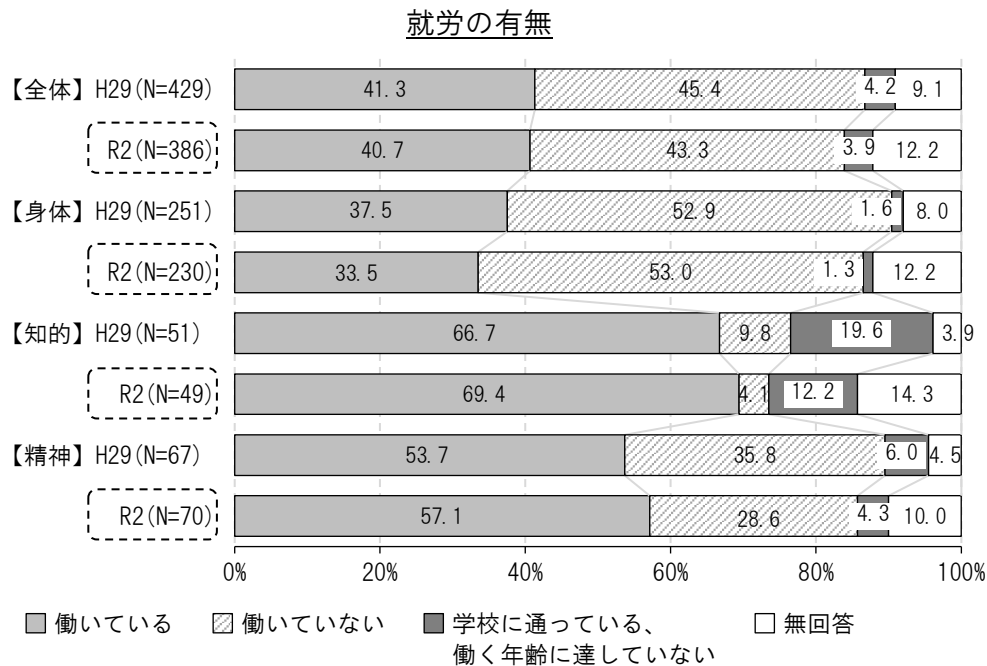
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報源



(6) 就労について

①あなたは現在、働いていますか。

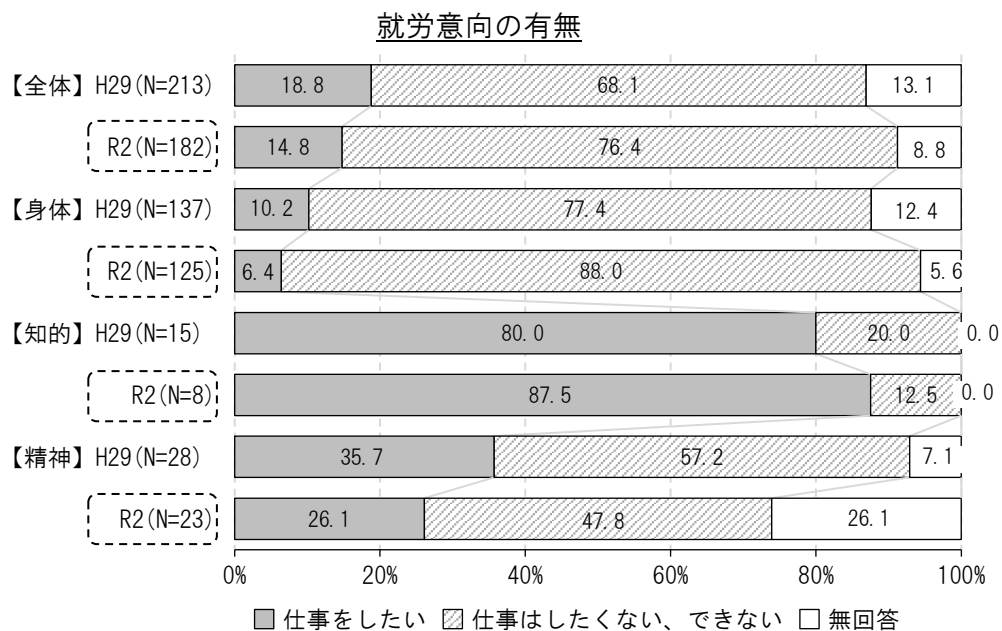
全体で「働いている」が40.7%、「働いていない」が43.3%となっています。知的では「働いている」が69.4%と高くなっています。平成29年の調査と比べ、全体で「働いている」は低下しており、特に身体で4.0ポイントの低下となっています。



「働いていない」、「学校に通っている、働く年齢に達していない」と回答した人

②あなたは今後、仕事をしたいと思いますか。

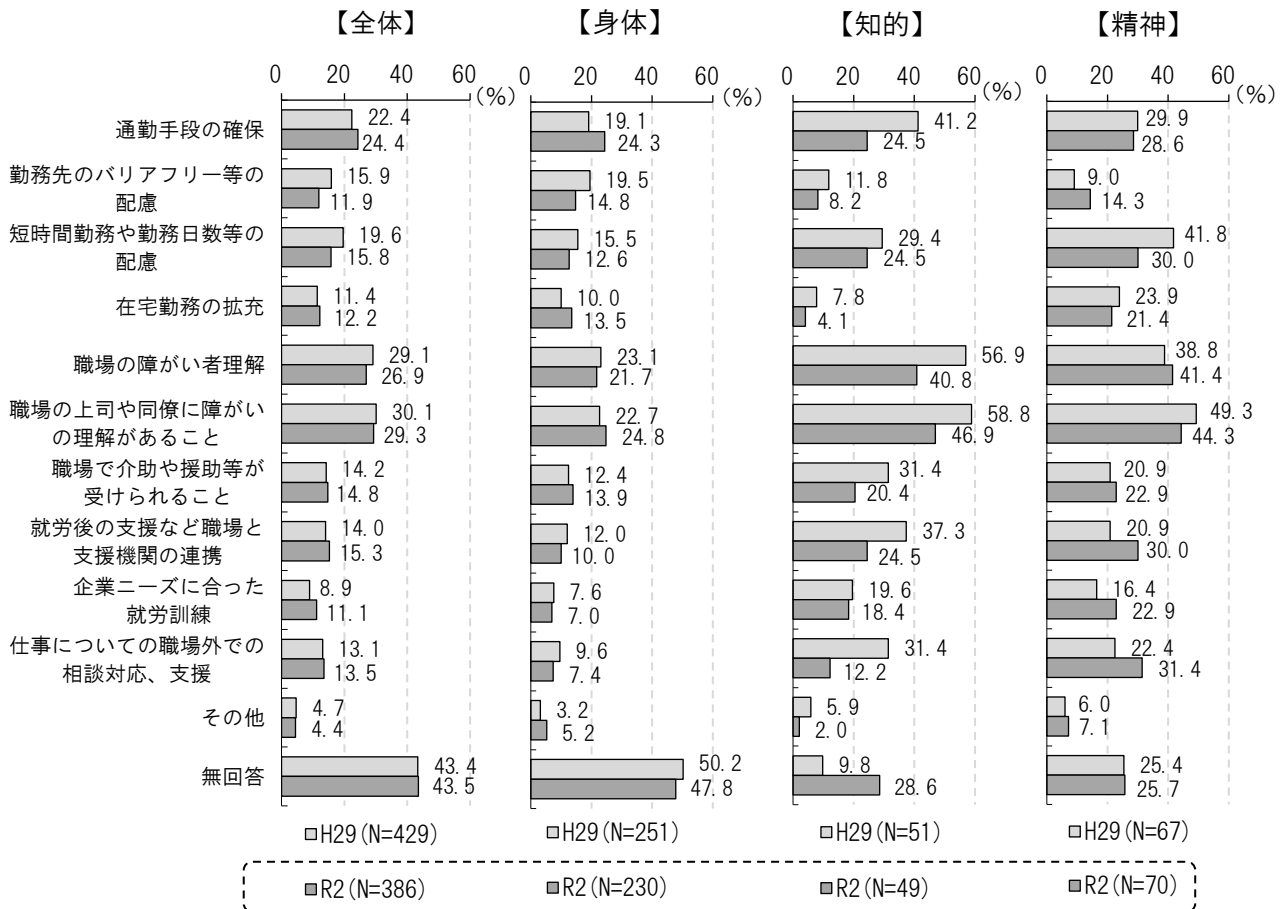
全体で「仕事をしたい」が14.8%、「仕事はしたくない、できない」が76.4%となっています。知的では「仕事をしたい」が87.5%と高くなっています。平成29年の調査と比べ、全体で「仕事をしたい」は低下しており、特に精神で9.6ポイントの低下となっています。



③あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

全体で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が29.3%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」が26.9%となっています。知的は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が46.9%、精神は「仕事についての職場外での相談対応、支援」が31.4%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「企業ニーズに合った就労訓練」などが上昇しており、特に精神で6.5ポイントの上昇となっています。

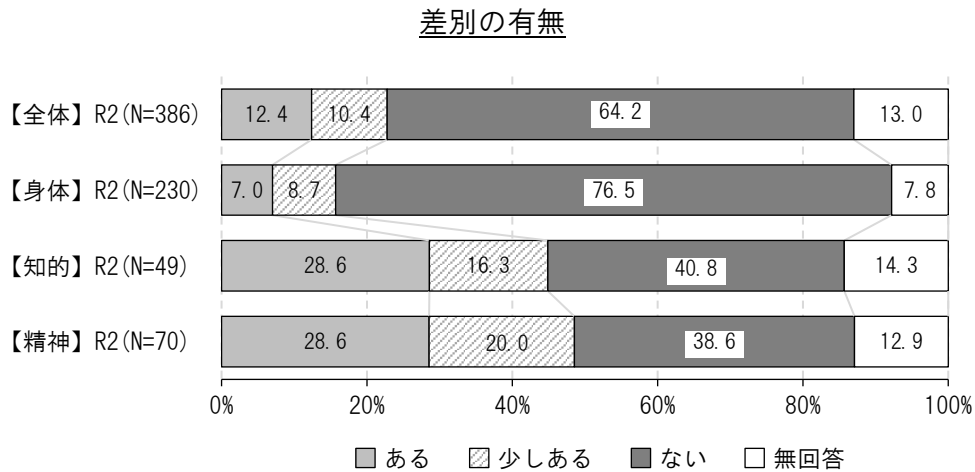
障がい者の就労支援で必要なこと



(7) 権利擁護について

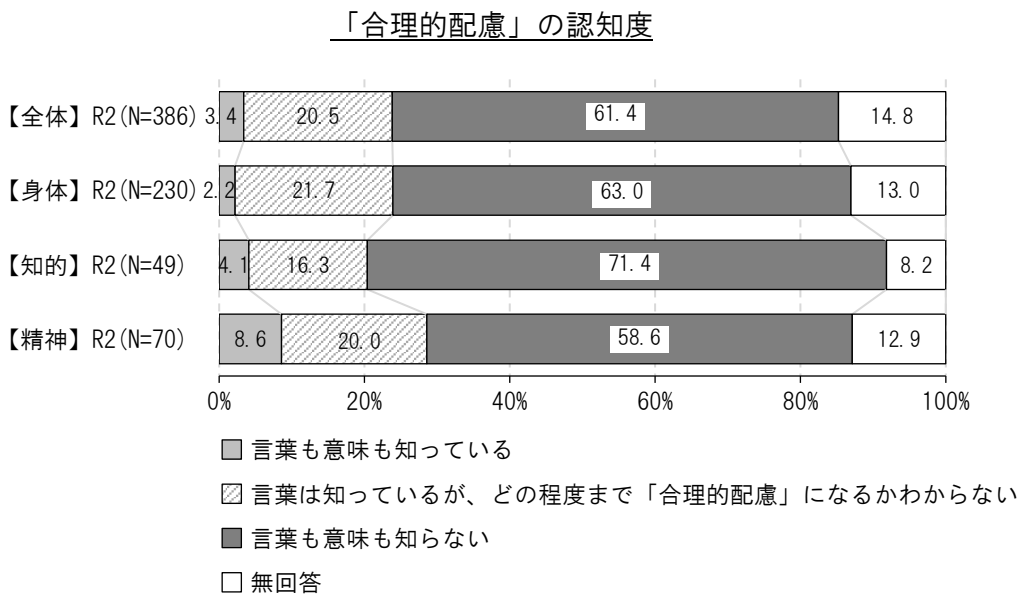
①あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

全体で「ある」が12.4%、「少しある」が10.4%と合わせて22.8%があると回答しています。知的ではあるが44.9%、精神では48.6%と高くなっています。



②あなたは「合理的配慮」について知っていましたか。

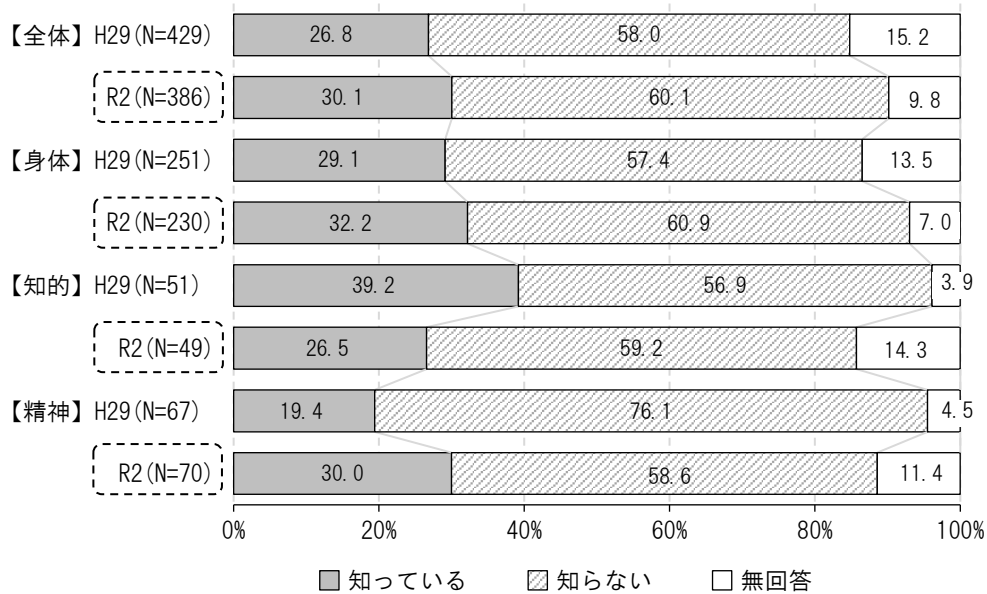
全体で「言葉も意味も知っている」が3.4%、「言葉は知っているが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」が20.5%と合わせて言葉の認知度は23.9%となっています。



③成年後見制度についてご存じですか。

全体で「知っている」が30.1%、「知らない」が60.1%となっています。知的では「知っている」が26.5%と低くなっています。平成29年の調査と比べ、全体で「知っている」は上昇しており、特に精神で10.6ポイントの上昇となっていますが、知的では12.7ポイントの低下となっています。

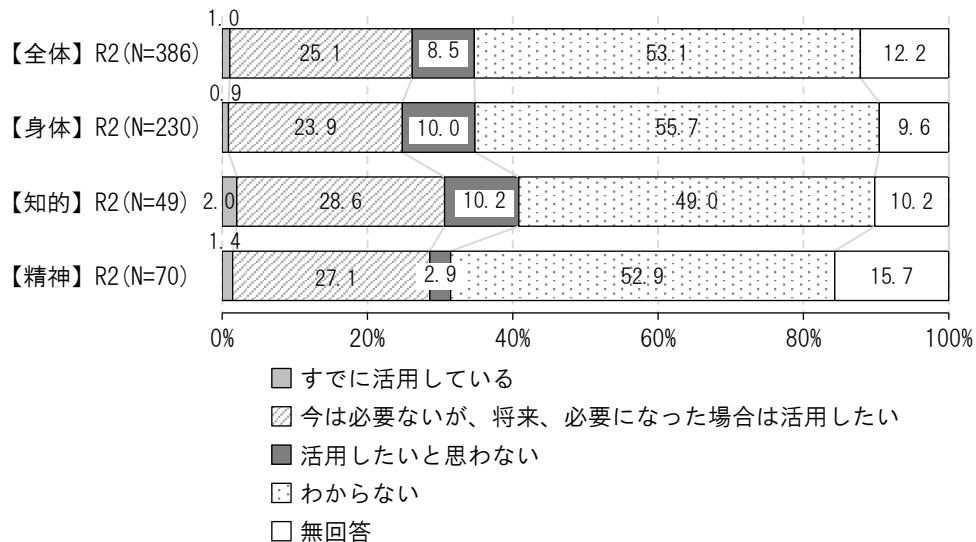
成年後見制度の認知度



④あなたは成年後見制度の活用についてどう思いますか。

全体で「今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい」が25.1%となっており、知的では28.6%とやや高くなっています。

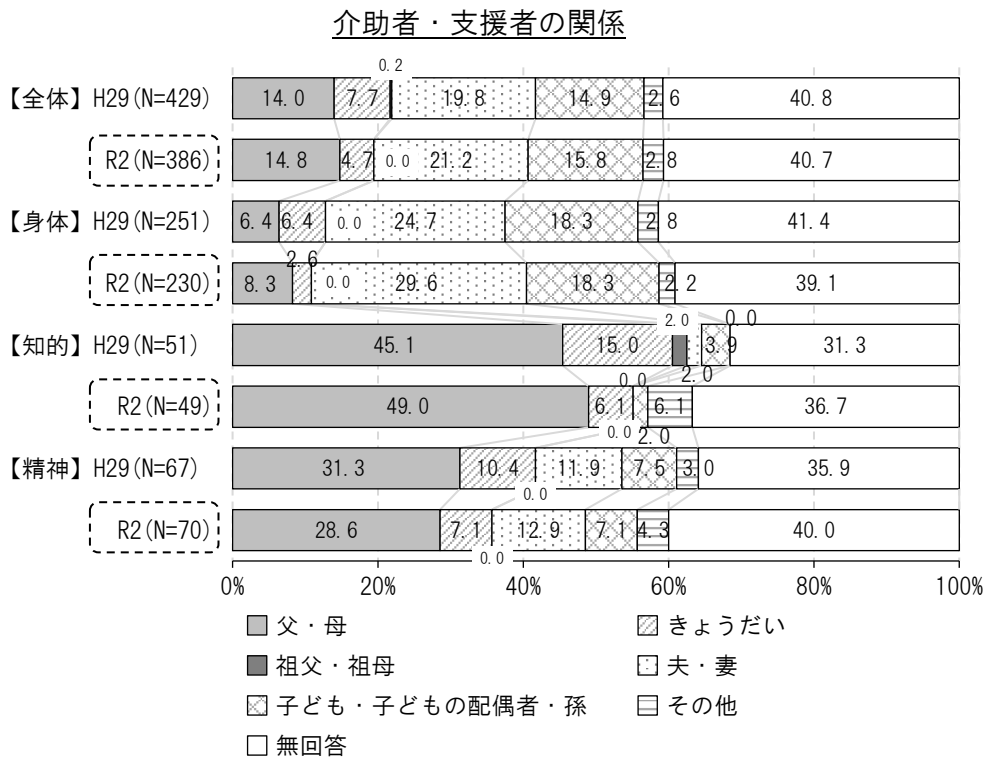
成年後見制度の活用意向



(8) 介助者・支援者について

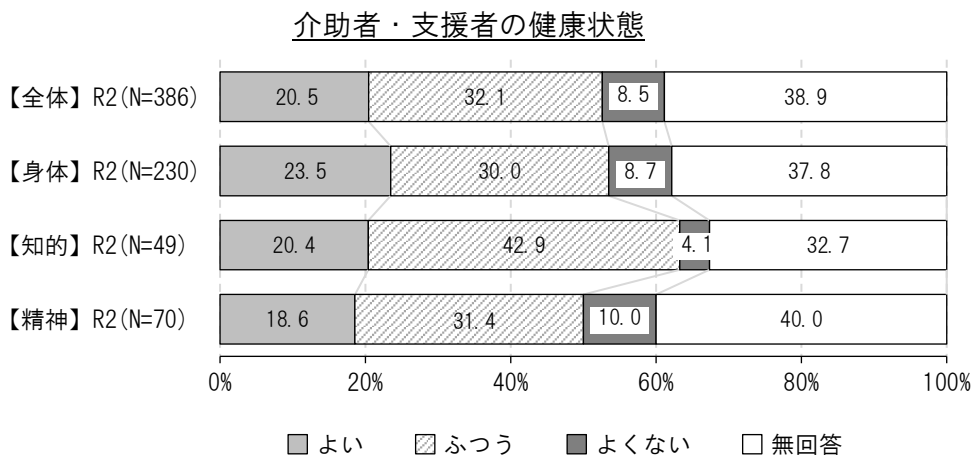
①主に介助や支援をしている方は、本人からみてどなたですか。

全体で「夫・妻」が 21.2%、「子ども・子どもの配偶者・孫」が 15.8%、「父・母」が 14.8%となっています。知的では「父・母」が 49.0%、精神では 28.6%と高くなっています。平成 29 年の調査と比べ、全体で「夫・妻」は上昇しており、特に身体で 4.9 ポイントの上昇となっています。



②主に介助や支援をしている方の健康状態をお答えください。

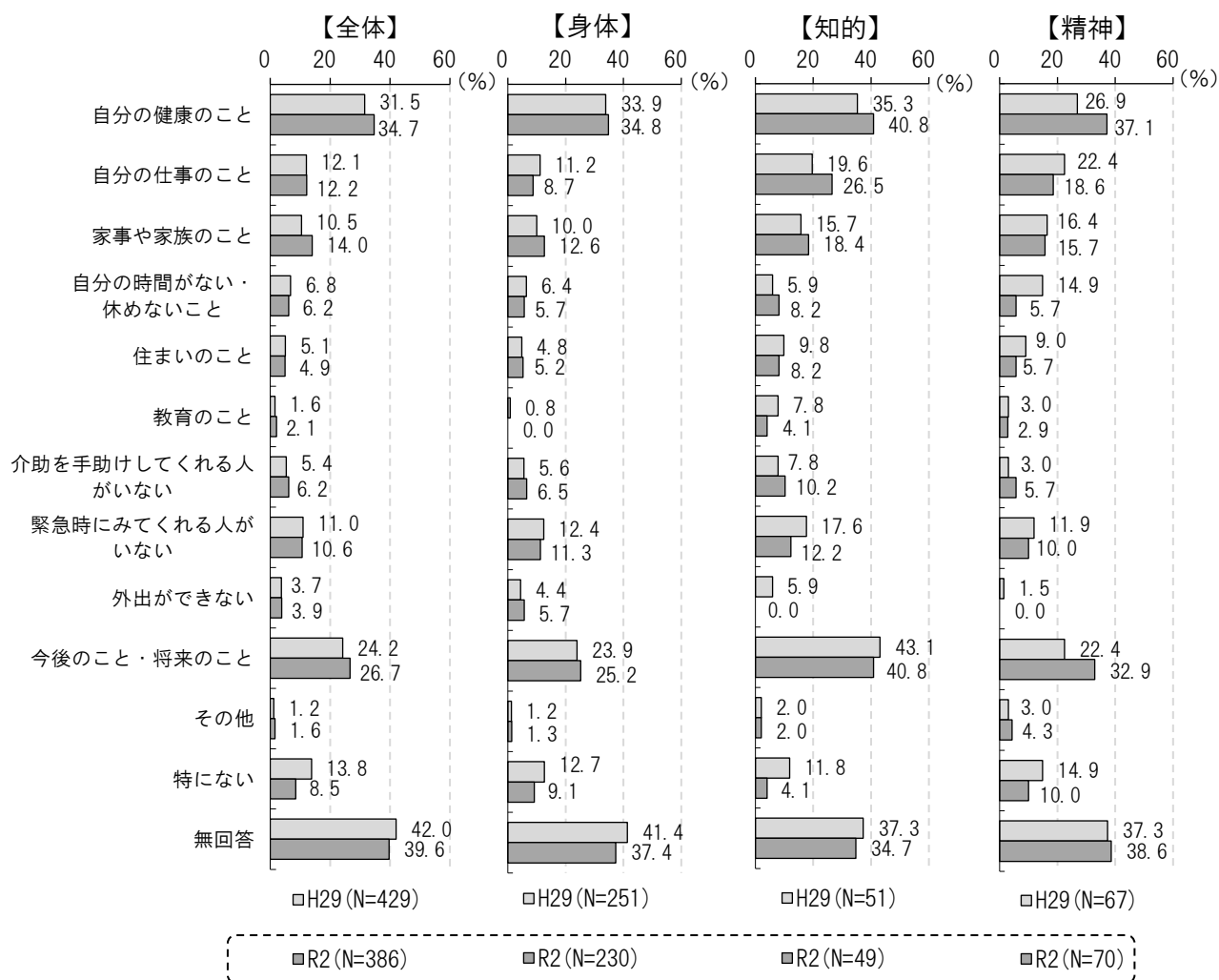
全体で「ふつう」が 32.1%、「よい」が 20.5%、「よくない」が 8.5%となっています。身体では「よい」が 23.5%とやや高くなっています。



③ 介助や支援を行っていて困っていることや不安なことは何ですか。

全体で「自分の健康のこと」が34.7%と最も高く、次いで「今後のこと・将来のこと」が26.7%、「家事や家族のこと」が14.0%となっています。知的では「自分の健康のこと」、「今後のこと・将来のこと」が40.8%、「自分の仕事のこと」が26.5%となっています。平成29年の調査と比べ、全体で「今後のこと・将来のこと」などが上昇しており、特に精神で10.5ポイントの上昇となっています。

介助や支援を行っていて困っていることや不安なこと



第3章 第6期障がい福祉計画

3-1 障がい福祉計画策定の基本方針

(1) 基本的な視点

本計画は、共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図ります。また、支援を必要とする障がいのある人が日常生活または社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて選択でき、地域社会において他の人々と社会生活を営む上で障壁となるものを取り除くことを目指します。これらを基本とし、次の4つの視点を踏まえた施策・事業の推進を図ります。

①自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とした提供体制の整備を進めます。

②障がい種別の分け隔てのない障がい福祉サービスの実施

障害者手帳所持者のみならず、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者が、身近な地域で障がい種別を問わず障がい福祉サービスを受けることができるよう、町が実施主体となり、県の適切な支援等を通じて、対象者へのサービス周知、充実に努めます。

③地域生活移行や就労支援等への課題の対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等といった課題に対応するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい者差別の解消、障がい者向けの防災対策、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

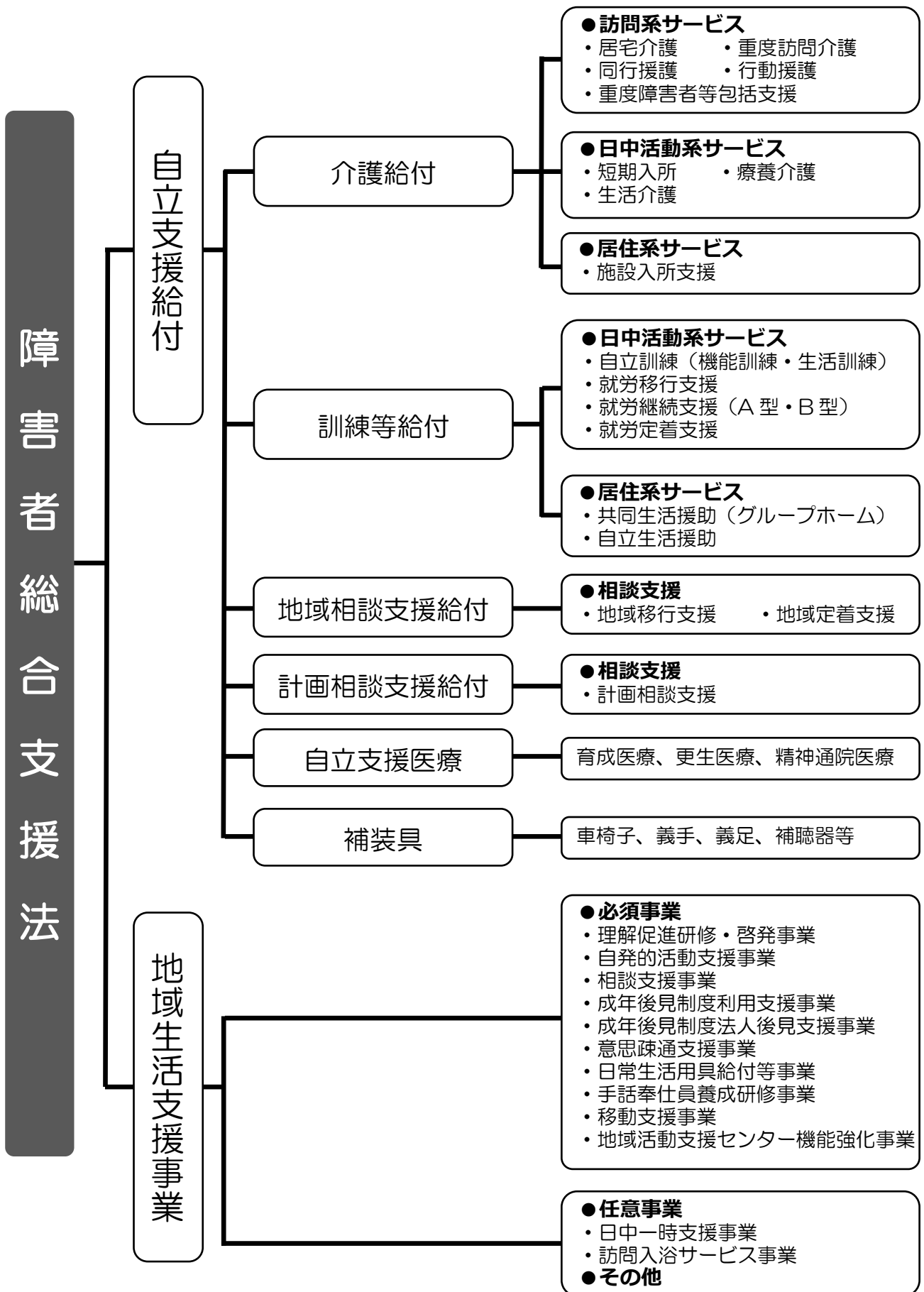
地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

(2) 策定に当たっての基本指針の概要

「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し(案)」に基づき、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定に当たって留意すべき点を挙げると次の通りです。

項目	主な内容
① 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。
③ 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・ 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「相談支援」「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」「地域コミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
⑤ 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・ 発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・ 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
⑦ 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。
⑧ 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
⑨ 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

(3) 障がい福祉サービスの体系と内容



●訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で食事や入浴、排せつの介護等を行います。
重度訪問介護	重度肢体不自由で常時介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がい者の外出の支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に、必要な援助や外出時の移動の支援をします。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせて提供します。

●日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した人の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整等の支援を行うサービスです。就労移行支援の利用状況等を勘案し、設定します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の介護及び日常生活の援助をします。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。介助が必要な人の対応を当該事業所の従業者が行う「包括型」、外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型」、ユニット等一定の設備基準を緩和した一人暮らしに近い形態の「サテライト型」があります。
施設入所支援	施設入所者に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(4) 障がい児者の権利擁護について

障がいのある人が一人の人間として尊厳を保ちながら暮らせるように、判断能力が低下して支援が必要な人に、安心して生活できるよう、司法や福祉分野の専門機関と連携をとりながら、専門的・継続的な視点から支援をし、地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」や、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を実施します。

①諸制度の啓発

成年後見制度やみなべ町社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの諸制度の啓発を積極的に行います。また、初期相談窓口として住民福祉課等から必要な専門機関につなぎ、継続した支援に努めます。

②障がい児者への虐待についての対応

障がい児者への虐待を把握し、素早い対応を図るため、関係機関・関係者の連携により、障がい児者虐待防止に関するネットワークの構築に努め、迅速な支援ができるように体制整備を推進し、関係者の虐待防止に対する知識や対応力の向上を図るための研修機会を確保します。

③成年後見制度の利用促進

家族等の支援が受けられず、障がい等により判断能力が低下している障がい児者が成年後見制度の利用が必要と判断される場合には、申立て手続きの相談と費用の助成を実施します。

成年後見制度についての知識の普及・啓発を図るとともに、地域包括支援センターと連携しながら、相談及び制度活用の情報提供に努めます。

今後の権利擁護支援の体制確保については、成年後見制度利用促進の理念に基づき、権利擁護センターの役割を担う中核機関の設置に向けて取り組むとともに、地域の専門職団体の協力体制（協議体の設置）など広域的な取組を視野にいれて、圏域の市町での運営を周辺の行政と検討し、体制整備を促進します。また、市民後見人等の権利擁護人材の育成や、法人後見実施のための研修など、福祉・介護の各分野が協働し後見を担う人材の育成に努めます。

※成年後見制度の実績及び見込み量は P50-51 参照

④日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な障がい者等が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うもので、相談等を町社会福祉協議会で対応しています。このような事業について周知を図り、町社会福祉協議会と連携しながら支援につなげます。

(5) 第5期障がい福祉計画の進捗状況

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

西牟婁圏域自立支援協議会の地域移行部会・精神部会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置づけました。

②地域生活支援拠点等の整備

基幹相談支援センターにしむろを中核として、西牟婁圏域において、地域の事業所が連携して地域生活支援拠点等を担う「面的整備型」として体制の整備をしました。

(6) 障がい福祉サービスの令和5年度目標値の設定

①目標設定の考え方

国は令和5年度末までの数値目標の設定について、以下の考え方を示しています。

＜数値目標の設定の要点（国の基本的指針より）＞

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行促進（継続）

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）※都道府県で設定

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・令和5年度の精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上）

(3) 地域生活支援拠点における機能の充実

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（継続）

- 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とする。
- 就労移行支援について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とする。
- 就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上を目指す。
- 就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

②令和5年度の目標

●福祉施設入所者の地域生活への移行促進

利用者の状況等を踏まえ、障がいの状況、入所期間の長期化、施設入所者の高齢化などを勘案すると、退所して地域に移行することが困難な人が多いことが考えられますが、地域移行が可能な利用者が訓練等をしながら移行できるように努めます。

福祉施設入所者の地域生活への移行の目標

令和元年度末の施設入所者数	19人
令和5年度末の施設入所者数	18人
【目標値】削減見込み数	1人(5.3%減)
【目標値】地域生活移行者	1人(5.3%)

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域で位置付けた地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を年3回開催します。協議の場への分野別の関係者ごとの参加者数の見込みを、保健分野2人、医療分野2人、福祉分野8人、当事者・家族1人、その他教育・雇用2人とします。協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みも各年度で3回設定します。

●地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の確保について、継続して圏域で拠点を1箇所確保します。年間での拠点の運営状況の検証・検討の機会については年1回、運営状況の検証・検討の場を確保することとします。

●相談支援体制の充実・強化等に関する目標

総合的・専門的な相談支援は基幹相談支援センターで実施します。訪問等による専門的な指導・助言件数は年間で200件、人材育成の支援件数は年間120件、相談機関との連携強化の取組の実施回数は年間400回と設定します。

●福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の増加が目標です。

障がい者支援施設やハローワーク、障がい者生活・就業支援センター等と連携を図るとともに、自立支援協議会などで協議しながら取り組んでいきます。

福祉施設から一般就労への移行の目標

一般就労への移行者数（令和元年度実績）	2人
【目標値】一般就労への移行者見込み数（令和5年度末）	3人

就労移行支援事業による移行者数（令和元年度実績）	0人
【目標値】就労移行支援事業による移行者見込み数（令和5年度末）	1人
就労継続支援A型による移行者数（令和元年度実績）	1人
【目標値】就労継続支援A型による移行者見込み数（令和5年度末）	1人
就労継続支援B型による移行者数（令和元年度実績）	1人
【目標値】就労継続支援B型による移行者見込み数（令和5年度末）	1人

就労定着支援事業の利用者数（令和元年度実績）	0人
【目標値】就労定着支援事業の利用者見込み数（令和5年度末）	2人
【目標値】就労定着率が8割以上の事業所見込み数（令和5年度末）	1箇所

3-2 障がい福祉サービスの実績と見込み量

(1) 障がい福祉サービスの実績と見込み量

障がい福祉サービス提供事業所からの請求情報を基に年度別に給付実績を算出[※]し、第5期障がい福祉計画に掲げた活動指標との比較を行い、第6期計画の活動指標を以下の通り設定します。

※地域生活支援事業以外のサービスは、和歌山県国民健康保険団体連合会の請求明細の平成30年度は平成30年3月から平成31年2月分、令和元年度は平成31年3月から令和2年2月分、令和2年度は令和2年3月から令和2年10月分の月平均数値、地域生活支援事業は町への直接請求明細の各年度（令和2年度については見込み）の年間数値。

(2) 訪問系サービス

①居宅介護（重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を含む。）

居宅介護（ホームヘルプ）の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。第5期計画におけるこれまでの実利用者数を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護（重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を含む。）	利用者数	計画	31人	30人	29人
		実績	41人	42人	45人
	利用時間数	計画	881時間	908時間	936時間
		実績	751時間	761時間	760時間

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を含む。）	利用者数	49人	52人	56人
	利用時間数	827時間	878時間	945時間

<訪問系サービスの確保方策>

現状から人数の増加を見込んでいます。町内のサービス事業所を中心に、圏域内の提供体制が確保できると考えられます。

(3) 日中活動系サービス**①短期入所**

居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。月平均利用日数は平成30年度から利用人数、日数は減少していますが、第6期は増加を見込んで設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所	利用者数	計画	2人	2人	2人
		実績	7人	4人	3人
	利用日数	計画	13日	11日	9日
		実績	90日	76日	38日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	利用者数	5人	7人	9人
	利用日数	67日	87日	87日

②療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活全般の支援を行うサービスです。第5期計画における利用状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	利用者数	計画	11人	11人	11人
		実績	11人	10人	8人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数	7人	7人	7人

③生活介護

常時介護が必要であり、障がい支援区分3（施設入所支援利用者は4）以上である人、または50歳以上で障がい支援区分2（施設入所支援利用者は3）以上である人に対して、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。第5期計画におけるこれまでの利用者の平均伸び率を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用者数	計画	26人	27人	27人
		実績	28人	29人	30人
	利用日数	計画	592日	606日	620日
		実績	594日	625日	647日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数	31人	32人	34人
	利用日数	669日	692日	716日

④自立訓練（機能訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。近年利用がない状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	計画	0人	0人	0人
		実績	0人	1人	0人
	利用日数	計画	0日	0日	0日
		実績	0日	18日	0日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	0人	0人	0人
	利用日数	0日	0日	0日

⑤自立訓練（生活訓練）

生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。これまでの利用状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数	計画	3人	3人	3人
		実績	4人	3人	1人
	利用日数	計画	66日	66日	66日
		実績	55日	40日	31日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1人	1人	1人
	利用日数	28日	26日	24日

⑥就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労などが見込まれる65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。本計画における成果目標に基づき設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労移行支援	利用者数	計画	4人	4人	4人
		実績	7人	11人	10人
	利用日数	計画	80日	85日	90日
		実績	101日	123日	80日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	利用者数	10人	10人	10人
	利用日数	85日	85日	85日

⑦就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人（利用開始時65歳未満）に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。第5期計画における利用状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労継続支援（A型）	利用者数	計画	20人	20人	20人
		実績	22人	21人	17人
	利用日数	計画	407日	414日	421日
		実績	390日	276日	192日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援（A型）	利用者数		15人	15人	15人
	利用日数		170日	170日	170日

⑧就労継続支援（B型）

一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。第5期計画における利用状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労継続支援（B型）	利用者数	計画	56人	55人	55人
		実績	69人	70人	71人
	利用日数	計画	989日	976日	963日
		実績	1,057日	1,071日	1,196日

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援（B型）	利用者数		75人	75人	75人
	利用日数		1,196日	1,196日	1,196日

⑨就労定着支援

就労移行支援などを利用して就業した人の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行うサービスです。就労移行支援の利用状況等を勘案し設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就労定着支援	利用者数	計画	8人	8人	8人
		実績	2人	1人	1人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	利用者数		1人	1人	1人

＜日中活動系サービスの確保方策＞

近年の利用実績を踏まえて見込みました。

町内のサービス事業所を中心に、圏域内の提供体制が確保できると考えられます。

(4) 居住系サービス

①施設入所支援

生活介護の対象となっている障がい支援区分4（50歳以上は3）以上である人、または自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人に対して入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。第5期計画期間中は横ばいであったため、その状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
施設入所支援	利用者数	計画	20人	19人	18人
		実績	20人	20人	19人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	利用者数		19人	19人	18人

②共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において共同生活を営む住居に入居し、自立した日常生活に向けて支援を行うサービスです。第5期計画における利用状況を勘案して設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	計画	31人	30人	30人
		実績	34人	35人	35人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数		35人	35人	35人

③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人への理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行うサービスです。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助	利用者数	計画	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人

(5) 相談支援

①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保等の支援を受けることのできるサービスです。本計画における成果目標（P38 参照）を基に設定します。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域移行支援	利用者数	計画	0人	0人	1人
		実績	0人	0人	0人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域移行支援	利用者数	0人	0人	0人

②地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人など、居宅で生活する障がいのある人が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な支援を受けることのできるサービスです。本計画においてはこれまでの利用状況により設定しています。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域定着支援	利用者数	計画	0人	0人	1人
		実績	0人	1人	1人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域定着支援	利用者数		1人	1人	1人

③計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援	利用者数	計画	14人	13人	12人
		実績	25人	30人	24人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	利用者数		24人	24人	24人

<相談支援サービスの確保方策>

町内及び圏域の相談支援事業所を中心に、計画相談を実施します。

3-3 地域生活支援事業の推進

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を必要に応じて行います。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を必要に応じて支援します。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

③相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うためのサービスです。これまで町で2事業所に委託して実施していましたが、令和3年度より圏域全体で社会福祉法人に委託し、1箇所に集約して事業を進める予定となっています。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業	実施箇所数	計画	2箇所	2箇所	2箇所
		実績	2箇所	2箇所	2箇所
基幹相談支援センター	実施の有無	実績	無	無	有
相談支援機能強化事業			有	有	有
住宅入居等支援事業			無	無	無

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するサービスです。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
	利用者数	計画	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	利用者数	0人	0人	0人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

これまでの利用実績等を踏まえ、設定します。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手話通訳者派遣事業	利用件数	計画	20件	20件	20件
		実績	5件	14件	4件
要約筆記者派遣事業		計画	0件	0件	0件
		実績	0件	0件	0件
手話通訳者設置事業	設置の有無	計画	未定	未定	未定
		実績	無	無	無

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣事業	利用件数	5件	8件	12件
要約筆記者派遣事業		0件	0件	0件
手話通訳者設置事業	設置の有無	未定	未定	未定

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付事業	利用者数	計画	476人	504人
		実績	38人	42人
介護訓練支援用具	計画	2件	3件	3件
	実績	0件	0件	0件
自立生活支援用具	計画	5件	5件	5件
	実績	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	計画	2件	3件	3件
	実績	0件	0件	0件
情報・意志疎通支援用具	計画	-	-	-
	実績	2件	2件	1件

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
排泄管理支援用具	計画	-	-	-
	実績	(延べ)72人	(延べ)71人	(延べ)64人
居宅生活動作補助用具	計画	-	-	-
	実績	0件	1件	0件

●第6期計画期間の見込み

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業利用人数	35人	35人	34人
介護訓練支援用具	0件	0件	0件
自立生活支援用具	2件	1件	1件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
情報・意志疎通支援用具	1件	0件	0件
排泄管理支援用具（延人数）	60人	57人	54人
排泄管理支援用具（実人数）	27人	22人	17人
居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話奉仕員の育成を行うもので、必要に応じて行います。令和3年度より近隣自治体と共同で事業を開始する予定となっています。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有

⑨移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。令和2年度の利用者数の実績は新型コロナウイルス感染症の影響で減少していますが、令和3年度以降は横ばいで見込んでいます。

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
移動支援事業	利用者数	計画	18人	21人	24人
		実績	14人	14人	11人
	利用時間数	計画	1,606時間	1,880時間	2,199時間
		実績	1,552時間	1,345時間	299時間

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	利用者数	11人	11人	11人
	利用時間数	1,300時間	1,300時間	1,300時間

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人の日中の活動の場とし、活動や生産活動の機会を提供し、社会交流の促進を図るもので必要に応じて行います。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	無	無	無

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	無	有	有

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

本事業は利用人数の増減が少ないことから、第5期計画期間までの実績見込みを基本として、各年度横ばいで計画期間の利用量を見込みます。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
日中一時支援事業	利用者数	計画	27人	27人	27人
		実績	33人	28人	28人

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	利用者数	28人	27人	26人

②訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対し、移動入浴車により家庭に訪問し、入浴サービスを提供します。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
訪問入浴サービス事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
	利用者数	計画	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	実施の有無	有	有	有
	利用者数	0人	0人	0人

③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

●第5期計画期間の実績

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施の有無	有	有	有

④点字・声の広報等発行事業

●第5期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
点字・声の広報等発行事業	利用者数	計画	2人	2人	2人
		実績	1人	1人	1人

●第6期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
点字・声の広報等発行事業	利用者数	1人	1人	1人

⑤奉仕員養成研修事業

●第5期計画期間の実績（1年当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
奉仕員養成研修事業	利用者数	計画	6人	6人	6人
		実績	5人	5人	4人

●第6期計画期間の見込み（1年当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
奉仕員養成研修事業	利用者数	3人	3人	2人

<地域生活支援事業の確保方策>

利用者が必要なときに利用できる体制を確保します。

(3) その他

①自動車運転免許取得費・改造費助成事業

本事業は平成28年度から地方交付税が充てられています。利用は見込みませんが、必要に応じて助成を行います。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自動車運転免許取得費・改造 費助成事業	利用者数	計画	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許取得費・改造 費助成事業	利用者数	0人	0人	0人

②更生訓練費給付事業

本事業は利用人数の増減が少ないことから、第5期計画期間までの実績見込みを基本として利用量を見込みます。

●第5期計画期間の実績

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
更生訓練費給付事業	利用者数	計画	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	0人

●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
更生訓練費給付事業	利用者数	2人	2人	2人

③生活支援事業

町内の社会福祉法人の協力を得て今後も実施していきます。

●第5期計画期間の実績

事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
福祉機器リサイクル事業	実施の有無	有	有	有
	計画 実績	有	有	有

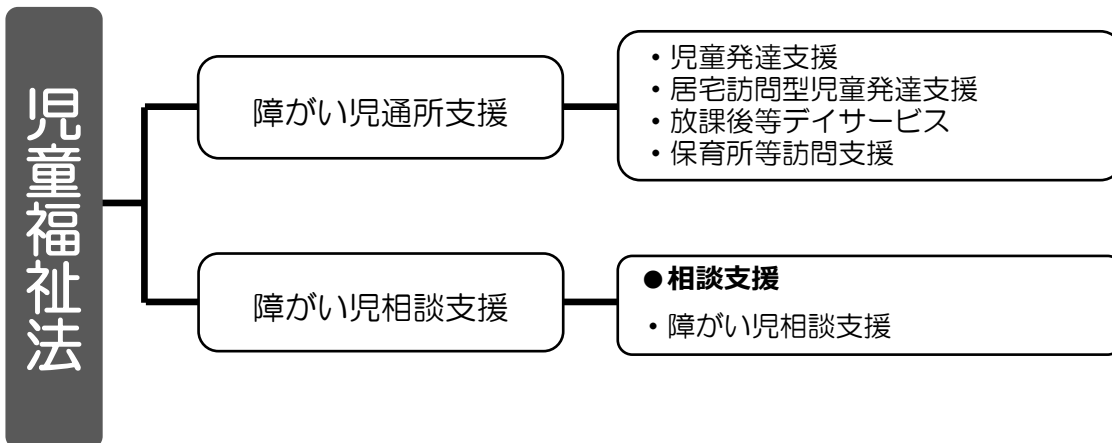
●第6期計画期間の見込み

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉機器リサイクル事業	実施の有無	有	有	有

第4章 第2期障がい児福祉計画

4-1 障がい児福祉サービスの体系と目標

(1) サービスの体系と内容



●障がい児通所支援・障がい児相談支援

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	未就学児を対象に、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業です。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障がい児を対象に、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等に2週間に1回程度訪問し、通所している障がい児や保育士に対し、集団生活に適応するための専門的支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) 第5期障がい児福祉計画の進捗状況

●医療的ケア児支援に対する協議の場の設置及び支援を調整するコーディネーターの配置

「協議の場の設置」及び「コーディネーターの配置」を協議するため、平成30年度から発達支援部会に準備会を設置し、関係者から現状報告を受け、当地域の現状確認と地域課題の抽出に取り組みました。

自立支援協議会の発達支援部会に協議の場として位置づけるワーキンググループを新たに設置するように取り組みましたが、設置には至っていません。

(3) 目標設定の考え方

国は令和5年度末までの目標の設定について、以下の考え方を示しています。

< 数値目標の設定の要点（国の基本的指針より） >

障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保をする。（都道府県）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

(4) 令和5年度の目標

●医療的ケア児支援を調整するコーディネーターの配置

協議の場の設置については、西牟婁圏域において令和3年度中の設置を目指します。また、コーディネーターの配置については、圏域において令和5年度末までに1名の配置を目指します。

4-2 障がい児福祉サービスの実績と見込み量

(1) 障がい児通所支援の実績と見込み量

児童福祉法に基づき、障がい児を対象にした施設・事業を実施します。

①児童発達支援（医療型児童発達支援）

様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられる障がい児（未就学）を対象とした通所訓練施設です。これまでの利用状況を勘案して設定します。

●第1期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童発達支援	利用者数	計画	3人	3人	3人
		実績	4人	6人	7人

●第2期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用者数		7人	8人	10人

②居宅訪問型児童発達支援

外出をすることが困難な重度の発達の支援が必要な児童を対象に、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能付与などの支援を行うサービスです。第2期では、事業所の指定状況などを勘案し設定します。

●第1期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	計画	2人	2人	2人
		実績	0人	0人	0人

●第2期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数		0人	0人	0人

③放課後等デイサービス

主に小学生から高校生までの学校に通っている障がい児が学校の帰りや夏休みなどの長期休暇に利用する訓練施設です。放課後の居場所としても利用されています。近年の利用実績は減少していますが、一定のニーズを勘案して設定します。

●第1期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
放課後等デイサービス	利用者数	計画	17人	19人	21人
		実績	21人	19人	17人

●第2期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	利用者数	19人	21人	23人

④保育所等訪問支援

保育所等に2週間に1回程度訪問し、通所している障がい児や保育士に対して、集団生活に適應するための専門的支援を行います。これまでの利用状況を勘案して設定します。

●第1期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
保育所等訪問支援	利用者数	計画	1人	1人	1人
		実績	4人	5人	4人

●第2期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問支援	利用者数	4人	4人	4人

<障がい児通所支援サービスの確保方策>

町内のサービス事業所を中心に、圏域内の提供体制が確保できると考えられます。

(2) 障がい児相談支援の実績と見込み量

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

●第1期計画期間の実績（1ヵ月当たり）

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
障がい児相談支援	利用者数	計画	4人	4人	4人
		実績	8人	8人	7人

●第2期計画期間の見込み（1ヵ月当たり）

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい児相談支援	利用者数		7人	6人	6人

<障がい児相談支援サービスの確保方策>

町内及び圏域の相談支援事業所を中心に、計画相談を実施します。

資料編

1. みなべ町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、みなべ町における障がい者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、学識経験者及び障がい者の福祉に関連する分野の関係者から広く意見を求め、総合的な計画とするためにみなべ町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者の実態や意向調査等の結果に基づき、障がい者福祉施策の総合的かつ効果的な推進方策及びその見込量等
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は10人とし、学識経験を有するもの、障がい者団体等の関係者、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員から町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の指名した者をもって充て、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 3 協議事項について、委員長において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、みなべ町住民福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮りこれを定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行し、設置の目的を達したときは、その効力を失う。
- 2 この告示による、最初の委員会の会議は、町長が招集する。

2. みなべ町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員名簿

敬称略

所属・職名	氏名	備考
みなべ町議会総務文教常任委員長	谷本 吉弘	令和2年11月～ 令和3年3月
みなべ町身体障がい者連盟会長	寒川 澄生	
みなべ町障がい児者父母の会会長	中家 久美子	
みなべ町社会福祉協議会事務局長	土井 郁夫	
みなべ町民生委員児童委員協議会副会長	望月 和夫	
指定障害福祉サービス事業所すまいる所長 (やおき福祉会)	安田 一美	
なかよし福祉会 なかよし作業所所長	溝西 安生	
西牟婁圏域障害児者相談支援事業所ゆう所長 (和歌山県福祉事業団)	上村 恭子	
児童発達支援センターふうか相談員 (和歌山県福祉事業団)	東 寿哉	
放課後等デイサービスはぐみ管理者 (ふたば福祉会)	木田 誠也	
みなべ町議会総務文教常任委員長	天野 仁	令和2年7月～ 10月末

3. 策定経過

年月日	内容
令和2年7月29日	第1回策定委員会
8月24日～9月11日	アンケート調査実施
12月24日	第2回策定委員会
令和3年2月18日～2月28日	意見募集（パブリックコメント）実施
3月10日	第3回策定委員会

4. 用語集

あ行	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業をいいます。
一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労で、「福祉的就労」に対する用語として使用されます。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子どもをいいます。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービス（フォーマルサービス）以外の支援のことで、家族、近隣、ボランティア等の制度に基づかない援助などのことです。顔見知りの人による支援や公的なサービスではできないきめ細やかなニーズに対応できるという利点があります。
NPO（エヌピーオー）	民間非営利組織、特定非営利活動団体のことです。Non Profit Organizationの頭文字をとったもので、営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織をいいます。
か行	
介護給付	障害福祉サービスにおいて、障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、日常生活の介護支援を行う事業をいいます。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とします。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。
訓練等給付	障害福祉サービスにおいて、自立生活や就労を目指す人に一定期間に提供される訓練的な支援事業のことをいいます。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことで、筆談や読み上げによる意思の疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。
さ行	
自閉症	感覚器官を通して入った言葉や情報を処理する脳の各部位に何らかの問題があるといわれており、言葉の発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる、同じ動作を繰り返すなどの特徴がみられます。このうち、知的障がいを伴わない場合を「高機能自閉症」といいます。

指定難病	難病のうち、客観的な診断基準が確立しており、患者数が国内において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達していない、医療費助成の対象になっている疾病で、平成26年までは一般特定疾患として助成の対象になっていましたが、平成27年1月1日から施行された「難病法」により、指定難病として医療費の助成対象となりました。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指しています。
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律です。
手話通訳者（・要約筆記者）派遣事業	耳や言葉の不自由な人の社会参加を図るため、手話通訳者を派遣する事業です。
手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人で、聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されます。
障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律です。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）障がい者虐待を定義するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等に係る具体的体制づくりが示されています。
障害者権利条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成25年から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病などを追加し、平成30年の改正には重度訪問介護の訪問先拡大、就労定着支援の創設、自立生活援助の創設などが盛り込まれました。
障害福祉サービス	障がい者の障がい程度や、社会活動や介護者、住居等の状況をはじめとする勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律です。

小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がん等その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる16疾患群、819疾患が対象となっています（令和元年7月現在）。18歳未満（一部20歳まで）の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度があります。
自立支援医療	医療費と所得の双方に着目し、障がいに係る公費負担制度間での負担の不均衡を解消するため、これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施しています。
自立支援協議会	障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のことです。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付します。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳です。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度の二つからなり、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築されました。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
た行	
地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の1つで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業です。
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受け入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点をいいます。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により、効果的・効率的に実施する事業です。
地域生活への移行	入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することをいいます。

地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者や障がい者等すべての住民が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のことをいいます。平成29年には新たに、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として盛り込まれました。
な行	
難病	国が指定した特定疾患の通称で、「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病をいいます。
ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人が、通常の生活を送ることができるようにする社会をいいます。
は行	
発達障がい	先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等の総称です。
パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案等（コメント）を求める手続きで、市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、より良い行政を目指すものです。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていきます。
PDCAサイクル	様々な分野で品質改善や業務改善などに活用されている、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の順にサイクルし、業務の質を高めるマネジメント手法をいいます。
福祉避難所	地震や豪雨といった災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所をいいます。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見制度における成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の援助を行うことをいいます。
ボランティア	ボランティア活動に携わる人のことです。ボランティア活動は、自主性、無償性、公益性などに基づく活動のことをいいます。

ま行	
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた委員で、社会福祉の精神により地域住民の立場に立った相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っています。
モニタリング	現状を観察して把握することで、支援が必要な人に対して、ケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないかを常に把握しておくためにモニタリングを行います。
ら行	
療育手帳	知的障がい者及び知的障がい児への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するものです。

みなべ町障がい児者プラン
・第6期障がい福祉計画
・第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 みなべ町

企画・編集 みなべ町 住民福祉課

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

TEL : 0739-72-2161 (直通)

FAX : 0739-72-2191
